

平成 28 年度

第 4 回民生生活常任委員会会議録
第 2 回民生生活分科会会議録

平成 28 年 6 月 6 日

宍 粟 市 議 会

平成28年度第4回民生生活常任委員会会議録

日 時 平成28年6月6日（月曜日）

場 所 穴粟市役所502会議室

開 会 6月6日 午前9時27分

次 第

1. 審査・報告事項

（総合病院）

継続調査

- ・経営状況、利用状況について
- ・市民ニーズへの対応について
- ・公立病院改革プランについて

（健康福祉部）

継続調査

- ・外出支援サービスについて

その他報告

- ・子育て世代包括支援センターの整備状況
- ・障害者差別解消法に関する差別的事象把握のためのヒアリング結果
- ・地域包括ケアに関する社会資源（サービス事業所等）について
- ・認知症高齢者の日常生活自立度別人数（推移含）及び介護の状況
- ・障害者就労施設別の優先調達の状況
- ・貧困対策の取り組み状況

（市民生活部）

審査事項

- ・第67号議案 穴粟市国民健康保険税条例の一部改正について

継続調査

- ・国保事業について

短期証・資格証の交付状況

その他報告

・マイナンバーカードの交付状況、コンビニ証明発行状況
第70回宍粟市議会定例会付託案件討論及び採決

出席委員

委員長	鈴木浩之	副委員長	榎橋美恵子
委員	林克治	委員	大畑利明
”	東豊俊	”	秋田裕三

出席説明員

(総合病院)

事務部長	花本孝	事務部次長兼総務課長	宮崎一也
総務課副課長兼施設管理係長	船曳浩尉	事務部次長兼医事課長	後藤一三
医事課副課長	秋久一功		

(市民生活部)

市民生活部長	小田保志	市民生活部次長	長尾一司
市民生活部次長	澤田志保	市民課長	牛谷宗明
市民課副課長	梶原昭一	税務課長	水口浩也
債権回収課長	小谷慎一	環境課長	宮田隆広

(健康福祉部)

健康福祉部長	大島照雄	健康福祉部次長	津村裕二
社会福祉課長	木原伸司	介護支援課長	谷村眞寿美
障害福祉課長	福山敏彦	健康増進課長	中野典子
健康増進課相談支援事業所係長	間村優子		

事務局

主 幹 清水圭子

(午前 9時27分 開会)

鈴木委員長 おはようございます。

では、ちょっと早いですけども、皆さんお揃いですので、第4回の民生生活常任委員会を始めたいと思います。

まず、総合病院の調査から始めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

では、病院に関しては、経営状況、利用状況についてと、あと市民ニーズへの対応、あと公立病院の改革プランという3点を一応、継続調査のほうにしております。資料の訂正等がございますか。

【継続調査及び報告事項を実施】

鈴木委員長 では、時間も過ぎましたので、これで第4回の民生生活常任委員会の総合病院の調査を終えたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

では、暫時休憩で、50分再開します。

午前10時40分休憩

————— (総合病院退室)

午前10時50分再開

鈴木委員長 では、時間になりましたので、休憩を解いて会議を再開します。

では、これから第4回民生生活常任委員会の健康福祉部の調査を開始したいと思います。よろしくお願ひします。

【継続調査及び報告事項を実施】

鈴木委員長 では、これで第4回民生生活常任委員会。

健康福祉部の調査を終えたいと思います。どうもありがとうございました。

では、休憩を挟んで、1時間後に。1時45分。

済みません、1時間後でお願いします。

じゃあ、1時45分。

午後 0時45分休憩

—————
午後 1時44分再開

鈴木委員長 休憩を解いて、会議を再開したいと思います。

午後は、市民生活部関係の審査で、補正予算もありますので、分科会も並行してと言うか、入れかわりつつやりたいと思います。

予定では、67号議案の審査をして、その後、分科会に移行して、61、71、72というところに行って、その後また常任委員会に戻って定例の報告等をして、その後、討論、採決と言うかに行きたいと思いますが、その流れで行けますか。

ちょっと補正予算と税率の改正が若干リンクしてると言うか、関連が深いので、ちょっと行ったり来たりしたほうがいいのかなという気がするんですけど、とりあえずは67号議案から詰めて、関連としてあれば、この中で補正等も議論に上ったら、もうそこはまたいで行ってもいいかなと思いますので、そんな形で行きたいと思います。

当局もよろしいですか。

では、資料のほうは、常任委員会資料と分科会資料が分かれているのかな。

あと、運営協議会からの答申、諮問というかの写しと、あと協議会の5月12日の最終と言うか、直近の資料と、あとは同じ運営協議会の補足資料として、低所得者軽減対象所得判定表というのも同じく資料かと思えます。

市民生活部と分科会で2部に分かれているのと、そういった周辺状況も含めて、審査対象にしたいと思います。

常任委員会の資料も11ページまで絡みもあるので、あと12ページ、最後のページだけが個人番号カードということで、その他案件に近いかなと思うんで、資料は。

何か資料の訂正等、事前にありますか。

牛谷課長。

牛谷市民課長 きょうの委員会の資料の12ページの一番上の個人番号カード交付等状況、申請者受け付け者数、2,293に変更をお願いします。訂正をお願いします。2,293。2,184が2,293。増減107が216。

あと、もう1つ、済みません。同じページの通知カードの返戻状況の表が3つあるんですけども、一番下の表のあてどころなし、計53が47。その下の114が118。その下の5が7。合計は172で変更ございません。

内訳として、山崎のところ、あてどころなし33が27。その下84が88。受け取り拒否5が7。合計は122でなりますので、訂正をお願いします。

以上です。

鈴木委員長 じゃあ、資料12ページの個人番号関係の数値の訂正ということです。

ほかはいいですね。

水口課長。

水口税務課長 4ページのA3判の横表をお開き願いたいと思います。

済みません、3つ表が並んでおりまして、一番右のタイトル、29市12町の平均と書いておりますけれども、これを訂正いただきたいと思います。神戸市を除く28市の平均。神戸市を除く28市の平均ということで、済みませんが、訂正をお願いいたします。よろしく願いいたします。

以上です。

鈴木委員長 4ページ、A3判のところの29市12町が28市、神戸市を除く。

町のところは。

水口税務課長 町はなしです。市だけで、はい、しております。

鈴木委員長 では、第4回の民生生活常任委員会の市民生活部の審査と付託案件67号議案から行きたいと思います。

67号議案は、税条例の一部改正というところです。これはちょっと御説明いただいたほうがいいですかね。

小田部長。

小田市民生活部長 冒頭ちょっと私のほうがちょっと説明のほうさせていただきます。

国保特別会計の予算につきましては、例年、年度当初の予算計上時には、前年度の医療費等の推計とか国保加入者の所得状況の把握が困難であるということから、国県等の制度改正の情報が未確定であるという理由から、6月の議会で国保税の見直しとあわせて、本格予算を上程させていただいておるのが今般の状況でございます。

今回、医療費の推計や基礎数値がほぼ確定したことに伴いまして、医療給付費、後期高齢者支援金充当分、介護納付金のそれぞれの税率の基礎となる事業費が前年度より増加する見込みとなりまして、加入者の減少や所得の伸び悩みにより、税を引き上げざるを得ない状況となりました。

しかし、国保の加入者が低所得者層や所得が不安定な世帯が多く、特に宍粟市においては、県下の他市町よりも困惑の国保税となっているという状況があります。改正に当たっては、医療費等のこの増加を慎重に見きわめて、国県の財源把握に努め、適切と考えられる範囲で一般会計からの繰り入れを行う中で、税率の引き上げ幅を可能な限り抑制した税率改正をして、今回調整させていただいております。

この内容につきまして、担当の水口税務課長のほうより、詳しく説明のほうをさせていただきます。

鈴木委員長　じゃあ、水口課長。

水口税務課長　失礼します。

それでは、67号ということで、今回、保険税条例の一部を改正する条例ということで挙げさせていただいております。

内容につきましては、既に見ていただいたとおりなんですが、国民健康保険税におきましては、基礎課税額、いわゆる医療分と呼んでおりますけれども、医療分と後期高齢と介護分と3方式でしております。この3つにつきまして、いずれも税率のほうを少し上げさせていただく。あるいは資産税割については少し上げていくという方向での改正の内容を提案させていただいております。

これにつきましては、本日の委員会資料のほうに戻っていただきまして、先ほど言いましたように、部長のほうからありましたように、6月に医療費並びに保険税等を改めて見直す中で、この先ほど申しました3つの税につきまして、約5,000万円の財源不足の部分が見込まれております。これにつきまして、それぞれ税率を改正する中で、加入者の方に御負担いただくじゃないかということで、改正の条例案を挙げさせていただいております。

今回の改正のポイントとしましては、市長の提案説明もありましたように、資産割を少し減らしながら、応能割にやや比重を置く。応能割というのは所得割と資産割の部分でございますが、そちらのほうに少し比重を置いた形で、一定所得のある方に少し負担を大きくしていくという形での改正となっております。

これに関しまして、低所得者の方については、なるべく負担が大きくならないような改正ということで、均等割、平等割のほうにつきましては、なるべく上げ幅を最低限にというような形での改正ということにしております。

資料のほうも、本日提出しております資料の説明で全体枠のほうも見ていただきたいと思いますが、まずきょうの資料の1ページにありますように、1番、2番、3番と資料のほうを添付させていただいております。前回の折りにも、宍粟市の保険税が少し高いというようなことで、そういった説明の部分が不足しとんじじゃないかというようなことでありましたので、そういったものについて、制度を含めて1番のところでお説明させていただきたいと思います。

2つ目の国保財政につきましては、前回の委員会ではほかの保険と言いますか、社会保険でありますとか、いろんな保険との比較、所得等を比較する中での負担割合

のような形での宍粟市の状態を少し説明するというようなことでありましたので、そういったものについて説明させていただいてます。

3つ目につきましては、3番の限度額と軽減判定所得ということで、5月16日に税改正のほうを選別させていただきましたが、これに係ります資料ということで、今、把握できるものとして御説明させていただきたいと思っております。

それでは、開いていただきまして、2ページのほうからお願いいたします。

これにつきましては、毎回見ていただいているような条例でございますが、国保の財政状況ということで、財政の現状ということで、国のほうが出してる資料でございます。ここでおさらいのような形になるかもなんですけれども、全体の予算はどのようなふうになっておるのか。じゃあどこを保険税、保険料で見ていくのかというようなことを少し話させていただきます。

国保の財政の形には、この点線で区切ってあります右側の前期高齢者交付金と点線左側の部分が国保の部分でございます、これ全体で国保の財政を占めております。

右側の前期高齢者交付金というところは、矢印で入ってきておりますとおり、65歳から74歳の前期高齢者、この年代の方が各保険者間で遍在しております。特に国保の制度のところ大きく加入者が偏って入っていらっしゃるという、そういう全体の仕組みから来ておるものなんです、それをカバーする財源として、ほかの保険のほうからも納付金を取って、それで国保のほうの負担を和らげていこうということで、宍粟市の場合におきましては、前期高齢者交付金、医療費の分については、ほぼ大半の額が交付金としておりてきているものでございます。

左半分のところに、破線のところから左に入らせていただきますと、これは大方、国と県のほうが真ん中の筋になるんですが、ここで50%、そして保険税で50%という大枠の国の考え方を示しております。国からの負担金につきましては、定率の国庫負担金が32、調整交付金が9%、そして都道府県が9%の調整交付金ということで、50%になるようにしております。

左側は、保険料、宍粟市は保険税なんです、それで賄いましょうという形になっておるんですが、これに加えまして、制度的にいろいろ高額の療養費でありますとか、軽減措置によりまして、財源、保険税が不足する分がございまして、そういったところを意図的に埋めるというような、交付金なり繰入金というものが入ってきております。割合としましては、イメージですので、こういう総体的な割合で入っておると御理解いただいたらと思います。

一番上のところでは、財政安定化支援事業ということで、高齢者が多い場合に、全体的な保険税が下がってくる。所得が少ない方が多いのではないかというようなことで、保険者の財政力が弱いということで、それを補てんしましょうというようなことで、入ってきておる交付金でございます。

それから、真ん中ほどは、高額医療費の共同事業ということで、左にありますように、高額の方が非常に多くなると、負担する保険の国保の側も苦しくなりますので、1件80万円を超える場合の分は、公金をもって充てましょうというようなことでルール化されておる分です。

さらに、保険財政共同安定化事業ということで、これは連合会のほうから入ってくるんですが、さらに先ほどの高額の方の80万円以下の部分を補てんしていこうということで制度化されたものでございます。

下側に行きまして、下側のほうは、保険者の支援制度ということで、これは低所得者の数が多い、加入者が多い場合に、一定の額を公費で支援しましょうということで、後ほどもう少しイメージとして見ていただきたいと思います。

その下は、保険料の軽減制度ということで、これは法定減免ということで、7割、5割、2割の軽減があるんですが、その分が保険税として収納されませんので、その部分を繰り入れしましょうという形のものでございます。

先ほど、支援制度と軽減制度については、国、県のほうから財源をもって市町村が4分の1つぎ足したものを繰り入れするという制度でございます。

一定この制度を少し頭に置いておいていただいて、次のページのほうへ行っていただいたらと思います。

3ページをお願いいたします。

宍粟市が保険税が少し高い状況にならざるを得ないというところで、少し、たくさんいろいろな要因はあると思うんですが、こういう部分で少し要因として考えられますというのを1点御説明させていただきたいと思います。

よく軽減対象世帯が宍粟市の場合は少ないということで御説明させていただくことが多いんですが、これは平成26年度の速報値ということで、数値がわかったものでございますが、上から順に、加入されている世帯と軽減を受けられてる世帯の割合を構成比として示したものでございます。

一番構成で軽減を受けられていらっしゃるの多いのは、神戸市となっております。その率は66%ということで、約3件に2件は7割、5割、2割のいずれかの軽減に入ってきているということでございます。

じゃあ、宍粟市はどうかということになりますと、23番目でございます。5,939世帯、国保に加入された中で、2,876世帯が軽減を受けられております。率にしますと、48.43%ということになってまいります。

一番下に行きますと、合計ということで、県の平均と一番下のところは神戸市を除く平均ということで、少しそういった平均値よりも軽減を受けられていらっしゃる世帯が少ないということになっております。

これを踏まえまして、右の4ページでございます。

見開きの大きなものになるんですが、それぞれ同じようなつくりの表にしておるんですが、上段の半分のところが応能割、つまり所得と試算に応じて保険料を、保険税を納めていただくというものでございます。

二重線から下のところが応益割50%ということで、この応益割が50、50にすれば、バランスがいいんじゃないかということで、法のほうでも決められております。

上のほうの応能割ですが、途中からこう右肩上がりの曲線をつけておりますが、あくまでもイメージなんです、右側のほうに所得がふえる形になりますと、その賦課される税額が伸びていくというようなことで、一番上に行きますと、限度額がありますので、その部分から上へ行くと、限度超過額というようなことになってまいります。ここの部分、この曲線の右側部分で保険税の全体の50%を納めていただきます。

そして、応益割、下半分で50%を納めていただきますという仕組みが国保税のイメージでございます。

宍粟市はと言いますと、応益割の中で50を賦課するところなんです、7割、5割、2割の加入されている方が先ほどの表、左の表でありますように、7割ですと24.03%、5割ですと12.71%、2割ですと11.69%ということで、この少し見えにくいんですが、スクリーンと言いますか、色づけした部分が結局、法定減免という制度に入ってきますので、税収として入りません。

ですから、この部分を一般会計から繰り入れしているというイメージになってまいります。

例えば、真ん中の表は神戸市なんです、これを比べますと、神戸市は先ほど言いましたように、3件のうちの6件が7割、5割、2割の軽減に入っているということで、これを同じような表に当てはめると、50のうちの18.9の割合が軽減されて一般会計から繰り入れするということになってまいります。

同じく、右側に神戸市を除く28市の平均ということで、これについては14.3の数

字を繰り入れするというような平均値になっております。

これがどういうことかと言いますと、例えば同じ、それぞれ規模が違いますが、同じ100という国保税を納めていく、賦課するという上では、一般会計からの繰り入れが既に宍粟市だったら12.8のところを神戸市では18.9ということで、かなりのポイント数と言いますか、割合、多く繰り入れをするようなことになってまいります。

したがって、同じ上の50と、宍粟市の場合ですと37.2を保険税として納めていただくと、合計は87.2。神戸市の場合ですと50と31.1ですから、同じ100を取るのでも加入されている方の負担する割合というのは81.1ということになりますので、それだけでも6.1の数字が違ってくる。それだけたくさん賦課されてしまうような仕組みとなっております。これも法定の軽減制度の中でのことでもありますので、それぞれの加入されている地域でありますとか、加入されている年齢構成、いろんな条件で変わってまいります。たまたま宍粟市の場合では軽減を受けられる方がほかの他団体より少ない。先ほども言いましたように、23番目ということになっております。

こういったところを踏まえて、少し賦課される保険税が高くなってきているということも要因の1つです。

いろいろと保険税が高くなる要因というのは考えられるんですけども、あくまでも1つの要因として御理解いただいたり、この表というのは、グラフというのはあくまでもイメージですので、確実な数字を示せるものではございませんので、イメージとして御理解いただいたらと思います。

さらに、応益割の上のほうに、保険者支援制度ということで、軽減された世帯の割合に応じて、これも繰り入れする部分なんですけれども、そういったものも軽減の世帯数に応じて入ってまいります。7割軽減を受けられた方の、それを基本的な数字として15%。5割の場合は14%、2割の場合は13%という、計算値があつてのことですので、単純にこの表の中の15%ということではないんですが、こういった形での保険者支援制度も乗っかってきておりますので、そういう意味からも、宍粟市は繰り入れが少し少なくなつてまいりますので、運営的には厳しいほうに傾いているという、なつてしまうということがございます。

この表につきましては、そういったイメージ、要因の1つとして御理解いただけたらと思います。

それでは、5ページのほうをお願いいたします。

先般の委員会の折りにも、ほかの保険との比較でありますとか、所得のバランスとか、どれぐらいのもんになるのかというような御質問をいただきまして、この表が出ておるので、当然、宍粟市の数字もわかるんじゃないかということで、御意見いただいたと思うんですが、その後、調べさせていただきまして、この資料につきましては、国民健康保険実態調査という例年やっております定例調査から国が集計したものとなっております。

ところが、この国保の実態調査と言いますのは、それぞれ自治体の規模に応じまして、5段階、5分に分けまして、5つのグループに分けまして1万人未満、それと1万から5万人未満、5万人以上10万人未満、10万人以上20万人未満、それと20万人以上というようなことで、それぞれ被保険者数の構成に応じたグループを分けまして、その中で抽出したデータをもとに集計されております。

宍粟市の場合は、先ほど2番目に言いました1万人以上5万人未満の保険者ということで、この場合ですと100件に1件、ずっと連番打つんですが、100番目ごとに抽出したデータを国のほうに報告しまして、日本中のそういったものが全部集計された中での平均値ということになってまいります。

したがって、宍粟市では世帯が5,900ぐらいでしたので、59人から60人ぐらいの抽出のデータを国のほうに報告しています。

したがって、具体的な数字の全部積み上げ、平均値というのは少いうちでは出す余力がございませんでしたので、出せてないんですけども、そういったものが1,700団体の国保の団体が集まった統計値を国のほうが集計した平均値ということで、大きくなればこういう平均値としてとらえられるんですが、宍粟市の5,900のうち50件、60件を抽出しては、少し隔たりが出る可能性もございますので、統計値としては余りふさわしくないのかなということで、本件については御理解いただけたらありがたいと思っております。宍粟市の平均としては、少し出しにくい状況でございます。

ここに出ておりますとおり、国保の分につきましては、加入者当たり1人の所得は83万円で、協会けんぽ等は137万円。こういった部分と、その下の真ん中の一人当たりの保険料額、国保ですと8万3,000円、協会けんぽですと10万5,000円というところをそれぞれ割り込みしますと、保険料負担率というようなことで、米印の6ということで書いてある欄が、それぞれの保険者における負担率ということになってまいります。

この中でも、協会けんぽ及び組合健保につきましては、労使折半と言いますか、

そういった部分もございますので、比較的、負担率として少なくなっておるのかなと思われまます。

それと、6ページのほうをお願いいたします。

6ページにつきましては、先ほど宍粟市の平均は、先ほどの統計値から抽出するのは難しいということで申し上げましたので、昨年、平成27年度本算定をした分の数値でございます。

合計、一般、退職者分ということで右のほうに流れておるんですけども、これは医療費分だけを抽出してきておるもんなんですが、それぞれ所得割、資産割、均等割、平等割に係る基礎数値あるいは世帯数、人数というようなところで対象数を出したものです。

それを下のほうに行きますと、2つ表をつけ加えております。上の段のほうは、課税となる被保険者の平均。下のほうは、国保加入者全員の平均ということで、上のほうは所得割が課税となった方の人数で、全体の所得の算定基礎額を割ったものでございます。総数した場合は、課税所得ですと、全体で言いますと、132万9,000円余り。資産税額については9万2,000円ということになってまいります。

下のほうについては、全体の加入されている人数で割り戻ししますと、1人当たりの課税所得は64万円、そして資産割は3万2,000円ということになってまいります。

先ほどの5ページの表と参考ということで見比べていただけたらと思います。

そして、最後の3番目のところで、7ページ以降になるんですが、5月に専決のほうで条例改正させていただきましたものの資料でございます。

7ページにつきましては、前回見ていただいたとおり、課税限度額の引き上げ、あるいは軽減判定所得の基準額の引き上げということで示された表でございます。

次のページをお願いいたします。8ページでございます。

8ページにつきましては、これは限度額、賦課限度額を超える世帯が、じゃあどうなるのという表なんですが、数字としましては、平成28年度は今月末に本算定を行いますので、数字としては、まだちょっと平成28年度ではつかめておりません。あくまでも平成27年度の課税の状態であれば、引き上げすることで、どれぐらい影響するだろうということで、少し平成28年の実数とは相違すると思うんですが、参考ということで御理解いただけたらと思います。

今回の限度額引き上げについては、医療費分が52万円から54万円、後期高齢者は17万円から19万円ということになってまいります。上の表も下の表も同じ内容には

なるんですが、下の表で見ていただくほうが少しイメージしやすいかなと思います。

左側が医療費分ということで、改正前の52万円を超過する世帯は176世帯あると見ております。

52万円を54万円に引き上げることで、166世帯の限度額超過世帯が変わる。つまり52万円から54万円未満の世帯に10世帯入っていらっしゃるということでございます。

後期高齢も同じような形で、全体の加入世帯数の中で従前17万円を超えておるのは114世帯あったんですけども、今回19万円に引き上げすることで76世帯に変わってきますよと。その間には86世帯が入っていらっしゃるというようなことで、超過世帯が、超過額が引き上げられる、限度額が引き上げられることで影響を受けられる世帯はこのぐらいあるのかなということで御理解いただけたらと思います。

続きまして、横表で済みません、9ページなんですけど、これは軽減判定の所得を引き上げるということで、上段が平成27年度、下の段が平成28年度以降ということで改正するものです。

同じ表ですが、縦軸は被保険者数、加入されている世帯の人数。右のほうに所得のふえる、右へ行けば所得が多くなるというイメージでお願いいたします。

同じ比較としまして、一番下のところに事例ということで、少し字は小さいんですが、 、 、 としております。

例えば、5人世帯ということでしております。それぞれの表を5人のところに太枠で囲んでおりますが、それぞれの課税所得が30万円の世帯ですと、今まで33万円以下がもう7割軽減ですので、これについては変わりません。改正後も同じような7割軽減を受けられるということでございます。

の5人世帯で、課税所得額が165万円ということになりますと、従前、改正前の平成27年では163万円を超えた場合は白抜きの枠に入っておりますので、2割軽減に該当しておりました。

改正後の判定所得が少し上がりますので、下段のほうに行きますと、165万5,000円が判定所得となってまいりますので、この金額の世帯の方は5割軽減のほうに入ってくるというイメージでございます。

そして、 の場合、課税所得が270万円あった世帯になりますと、5人世帯、上のほうでは268万円を超えておりますので、軽減には該当しなかったという世帯でございますが、判定所得が引き上げられたことで、273万円以下は2割軽減が入ってまいります。

したがいまして、同じ条件、同じ世帯で同じ所得があった場合については、こういうふうに少しずつ軽減判定の枠に含まれる方がふえてくる。軽減の枠が膨らんでという御理解をいただけたらと思います。そういったイメージの表でございます。

おめくりいただきますと、10ページは、先ほど説明しましたような形で、5割のところの判定所得を26万円から26万5,000円、同じく2割のところは47万円から48万円に上がるというものでございます。

これで影響する額ということで、影響する世帯ということで、改正前におきましては、改正前も改正後も7割については変更ございません。5割のところは、従前813世帯、1,576人の被保険者が対象となっておったと見込まれておりますが、改正後におきましては、829世帯、1,602人ということで、16世帯、26人が5割のほうの枠に入ってまいりました。

さらに、2割につきましては、従前699世帯、1,412人であったところ、708世帯、1,440人という見込みになります。

ただ、2割の分につきましては、新たに5割に移動される方もありますので、合計では、地域では25世帯の54人の追加になるんですが、5割に変わられる方もありますので、トータルでは9世帯28人の方が影響するのかなというところでございます。

これは、私のほうからは説明は以上になるんですけども、いろいろと制度的に税として負担していただく部分でありますとか、それ以外に加入されている方の所得がどういう状況であるのかと。そういったことを中心に説明させていただいたんですが、結果的には67号で挙げております条例改正、議案の67号なんですが、それぞれ資産、所得割については少し上げさせていただいており、所得資産割については平成22年の折りに、少し下げていこうという方針を持っておりますので、少し構成割合を下げさせていただいておる。あるいは均等割、平等割については、所得の多い方、少ない方が関係なく影響する部分ですので、なるべく上げ幅をおさえていくということにはなっておるんですが、後期高齢につきましては、非常に昨年の決算の上でも少し不足額がかなり生じておりましたので、少し均等割、平等割も含めた改正ということで、上げ幅が多くなっておりますが、そういう試算をした中で、改正の条例をもたせていただいております。

数字につきましては、資料のほうを見ていただいたとおりでございますので、詳細は割愛させていただきます。申しわけありません。

この説明ということで、十分ではないかもしれませんが、制度から保険

税の限度額、先般お願いした専決についての資料を含めての説明ということで、御審議のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

鈴木委員長 ありがとうございます。

ちょっと確認、申しわけないです、皆さんはわかっているのかもしませんが、確認なんですけど、まず軽減の幅が広がりましたよね。それは軽減の枠にも当てはまらない、もしくは上限でひっかからないという、いわゆる中間層の人には影響がないわけですね。そこで軽減がふえたところで、いわゆる税収が減る分は、よそから補てんして、そこは加入者に対して負担が行かないような制度になっているということで、そこはそれでいいんですかね、制度的に。

あと、もう1点、上限がふえ、限度額が上がったことによって影響が出る世帯が、いわゆるどこで言ったけ、資料では。8ページですかね。

ここで、限度額が上がって、実質2万円増になる、負担増になる世帯が48世帯っていうふうに考え、48掛ける2万円がいわゆる増収分に該当するという、そんな単純じゃないかもしれませんが。8ページの下の方で、今まで52でストップされた人が54まで支払わなきゃいけない。17万円だと止まっていた人が19万円まで支払わなきゃいけない。2万円負担がふえるという人たちが、世帯か。世帯だから、単純に人、人数でもう影響する。

水口税務課長 限度超過と言いますが、保険税の賦課そのものが世帯にしかかかりませんので、限度超過した世帯に何人いらっしゃるかまではちょっと把握できてませんので、あくまでも超過した世帯は、54万円以上だったら166世帯、それから52万円から54万円未満の方だったら10世帯あるという御理解で、世帯数のほうで御理解いただけたらと思ひます。

鈴木委員長 じゃあ、単純に2万円掛ける48というのが増収分というふうには取られないということ。

水口税務課長 済みません、48というのは。

鈴木委員長 この52まで、今まで限度額が52だったんで、52で止まっていた人が54まで引き上げられることによって、この網かけの10ってというのがまずありますよね。それが改正前が176世帯だったのが166世帯になって、10世帯は限度額いっぱいまで払ったとしたら2万円プラスになる。単純じゃないんだけど。

水口税務課長 わかりました。48わかりました。この間の世帯が影響を受けるんじゃないんで、上に既に54万円以上の人は166世帯あるんですが、その人も2万円上が

ってますので、あくまでも2万円上がって影響を受けるのは、166と10世帯の176世帯になってきます。

ただ、その10世帯については、52万円の方が52万1,000円になるのか、53万円になるのか、53万9,000円になるのかは、ちょっと不明なので、この間に10世帯あるというだけで、影響を受ける世帯というのは、全体の176世帯。今までは52万円が終わっていたので、引き上げすることで、少なくとも100円以上2万円までが上がってくる可能性があるのが176世帯という理解ですので、このすき間は、あくまで真ん中に段階の傾斜の部分というような御理解をいただきたいと思います。

鈴木委員長 この影響額っていうのは、何か出るんですかね。限度額を引き上げによる市内での増収とかっていうの、限度額っていうのはなかなか、影響額っていうのはなかなか算出困難なものなんですか。

水口課長。

水口税務課長 内容的には、平成27年度賦課ですので、余りここで影響額、出んこともないんですけども、単純には、例えば166世帯は2万円絶対上がりますので、332万円上がって、あと10世帯のそこが100円から1万9,900円までの範疇ですので、そこ平均取って上積みするとかというような試算の仕方也是可以んですけども、全体で2万円上がったことでの影響額というのも基礎数値の算出したほうの資料を見ればわかると思うんですが、あくまでも平成27年度の数字ということになりますけど。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 じゃあ、これまたざっくり行けば、166プラス76掛ける2万円は、ほぼそのままの課税状況だったら増収になるというふうに読んでいいわけ。

水口税務課長 はい、そういう形で。

鈴木委員長 済みません、あとはほかに67号議案に関しては、これと運営協議会の諮問と言うか、諮問案も含めて、どういうふうに具体的に数字が変わるかというのは出てますし、あと先ほど言ったこの運営協議会の4ページ、5ページ、6ページで、この改正によって増額っていうのが右下に書かれていて、それを合わせると5,000万円ぐらいの増を見込まなきゃいけないということですね。税率改正。

それが、税率を改正することによって、保険税が増になる分が大体5,000万円ということの根拠になってくるかと思います。

何かじゃあ、この点に関して、67にかかわる税率改正。

大畑委員。

大畑委員　ちょっと事実関係から先に伺っときたいんですが、先ほど5,000万円の財源不足、正確に言ったら、4,965万1,000円の不足を保険税の見直しで賄うということなんですが、この一番最初、国保財政の現状というところでお話しして、またこの表と関連しもってなんですが、それと6月補正予算の国庫支出金、それから療養給付金と交付金、ここの関係でちょっと聞きたいんです。

普通、単純に言えば、医療費がいきなり膨らんだので、加入者である方々がそれぞれ保険料アップによって増大分を賄うというのは、これは1つのルールみたいな話をされていた。

しかし、今回提案されてる中身は、一般療養給付費が減って、減ったことによって国庫支出金が減った。国庫が減ったと。

もう1つは、退職療養給付金も減ったことによって、療養給付金等の交付金も減った。いわゆる国とか、あるいは基金からですか、繰り入れられてくる、そういう財源が不足したものを保険者が負担をするというような構図で提案されとるように僕は聞いている、聞いてしまってるんですが、そこは間違いはないんでしょうか。どういうふうに。

鈴木委員長　じゃあ、その事実関係について。

水口課長。

水口税務課長　内容的に数字を追っかければそういうふうになってくるんですが、当初予算で既に税の不足というのはあったんじゃないかなと思っております。そこから辺が税率改正をせずに、今以上の税を求めることはできませんので、ある程度、保険給付費と歳出側のところを見合わせながら、最大限の国、県交付金、そういったものを見込んだ中での当初予算を組んでおったと思います。

今回、平成27年度の歳出側もある程度めどが立ったというところで、交付率等を見直す中で、今回6月にその配分であるとか、国、県、連合会、支払基金の交付金を整理する中で、ここはやはり伸びしろがもう少し少ないというような判断を給付側のほうは判断したんじゃないかなと思っています。

最終的に、そういう組みかえと言いますか、財源のほうを整理する中で、歳出のほうも少し減っておるとは思うんですが、そういうものを整理する中で、歳出も連動して減っておるところもございしますが、ただ保険税については、年度当初に見定める範疇というのが限られておりまして、その中で税率改正をもって6月に補正をしていかなければならないのかなというところがありましたので、国、県の財源が足りないから税がふえるというのではなく、ある程度先ほどの2ページに示すよう

な財源の見方を歳出のほうと合わす中で、保険税はやはり5,000万円少し切る額ですけれども、不足するのではないかというところで、部長のほうからも説明しましたが、繰り入れとかという部分の整理をする中で、5,000万円の不足が生じたというところがございますので、御理解いただきたいと思います。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 ちょっともうわからんのですけどね、このいわゆる50、50で100。それは医療給付費総額に対して5割、5割、それぞれ見ましょうと。

この医療給付費が減ったから、当然この国庫も当初見込んだより減る、縮まるというのはわかるんですが、ここが縮まっているということは、同時に保険料も縮まるというような、全体が減るわけですから、国庫と加入者が50、50いるんだったら、国庫が減るんだったら加入者も減るという、範囲が小さくなるという考え方で普通とらえているんですね。なのに財源不足が起こるとするのは、どこに原因があるのかなと。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 当初予算においては、税も見込めるルールどおり。ほかの国庫金とか県費、支払基金などはルールどおり見込めたり、それ以上のものを最大限算出できる可能性はあるんですが、保険税だけは決められた税率を改正しない限り、所得の伸び、現状維持か少し減っておるのがここ数年の状況なんですけど、そういった中で加入者も減っておりますし、伸びを見るのはやはり難しいということで、当初予算においては、交付金でありますとか、連合会とか支払基金から出てくるだろう金額というのを最大限、見れる範囲で見て、組んでおりますので、そこら辺の部分がちょっと税率として今回6月で落としているという理解いただけたらと思います。

当初どおり、法制の中で50%の保険税を求めることはできておりませんので、50ではなしに、いろんな税源があるんです、財源があるんですけれども、それに近いルール分の保険料というのは、保険税というのは算定できておらないのが当初予算ですので、少しその辺の分が含まれてると御理解いただきたいと思います。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 ということは、水口課長の説明から言うと、保険料はあくまでも暫定で考えとったけども、確定してみたら、やっぱり上げざるを得なかったと。そこで帳じり、別に財源不足を保険料で補ったということじゃなくて、保険料をここまで持ってこなかったら、この50、50の形にならないんだという説明やね。

水口税務課長 そうです。

大畑委員 それを確定してなかったから、上げるのを待っていたと。

しかし、今回上げないと、このようにならないと。

水口税務課長 ちょうどこういうバランスでならないと思うんです。

大畑委員 バランスにならないね。

水口税務課長 イメージはそうです。

大畑委員 収入が見込み違いだったことを保険者に負担かけてるのではないということやね。そういう見方したらだめよということやね。

水口税務課長 ではないですね。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 当初予算の算定も、あくまでも平成27年度ベースの状況を踏まえて、見積もりとかしておるわけなんですけれども、当初の部分がおっしゃるように、不足しておったのではなくて、もうこの予算の、最近の数年の状況から、所得の伸び、あるいは加入者の減少傾向とかを踏まえた中で、これぐらいになるだろうという見込みはしておる中での財源不足、税としての財源不足というのが生じておったのはわかったんですけれども、その部分については、当初予算で組むためには、税率改正とセットでしないとできないというようなことがありますので、ほかの給付費、基金等の財源が予算として、マックスで来ればというようなところも期待しながら、持たせてもらっていた。それを改めて平成27年も決算を横目で見ながら、財源等を整理する中で、それぞれの国、県交付金等々の財源と改めて税の負担していただかなければならないだろうなという部分も整理した中での5,000万円ということをお願いしたいと思います。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 ということは、臨時会のとときの繰上充用の1億5,000万円の赤字になったときの話と違いますね。あのときはB型肝炎の新薬とか、いろんなことが保険適用になって、医療費が非常に膨らんだと。結果1億5,000万円の赤字になってしまったという話と今回のこのことは全然違いますね。今回上げるために、いや、上げると言うたらおかしいな、上がることを加入者が理解しようと思えば、医療費全体が上がったと。それで、それは保険料でもってある程度この保険料が上がってですね、負担せざるを得ないと。加入者が幾ばくかの負担はしなければならないと言ったたら、ある程度理屈が通るんだけど、医療費が下がってるのに、上げますよという、結果的にですか。今の段階で、結果そういう提案になってるよう思うんですよ。だから非常にその説明は難しいだろうと思って。

いや、私たちが皆さんに説明するときに、医療費、一般療養給付費、そんなん全部下がったんですわ、減ったんですわ。

でも、財源不足になったので、保険料上げざるを得んのですという説明が、市民がそうかというふうになるかなというのがちょっと今、僕の頭の中で整理がつかんのです。

鈴木委員長 回答と言うか、説明。

大畑委員 今、説明してもらってるんだけど。

鈴木委員長 澤田次長。

澤田市民生活部次長 先ほどから出ています医療費を今回補正で減ということさせていただいておりますけども、これにつきましては、平成28年度当初予算を積算をする段階で、平成27年度の医療費がどんどんと伸びておりました。11月、12月までごろの実績によって積算をさせていただいたというところもございまして、例年でしたら、対前年度比が0.1%程度ぐらいの伸びでというようなところで医療費のほうも想定をしとったんですけれども、結果的に平成27年度0.5%近く伸びたという、その部分も見込んだ形で平成28年の当初予算も置いていたというようなところもございまして、今回、医療費の関係には、診療報酬の改定で薬の値段、薬価のほうは1.22%引き下げられたというようなことで、一方で診療報酬の医科、歯科とか、こちらのほうの報酬単価が0.49%ほど伸びるとい、その部分はあるんですけども、お薬代のほうは引き下げられたこと、またC型肝炎の薬については、一応3カ月服用をしていただいたら治癒をするんだというようなところで、新たに発生と言いますか、それに罹患された方が使われるものになってくるということと、C型肝炎のお薬が使われた方が多くなったことによって、お薬代自体が、前でしたら1日8万円とか6万円とかといったものが、それがぐんと下がるというようなところもあって、それら全体を見通す中で、平成28年度の医療費のほうの精査をさせていただいた結果、減額ということで挙げさせていただいておりますので、それについては御理解をいただきたいなというふうに思っております。

報酬改定があった0.49%分については、この平成27年度の実績数値、伸びた実績数値に対して、まだ0.49%を見込ませていただいているということで、下がったというふうな感じに見えるんですけども、もともとも伸び率をちょっと多く想定外に伸びていたものに、まだ加えて見ていたということで、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

大畑委員 0.49%ってどこの数字になるんですか。

鈴木委員長 澤田次長。

澤田市民生活部次長 それは、診療報酬の改定が平成28年4月から行われております。それが報酬全体ということなので、上がり下がりはあるんですけども、医科、歯科、調剤で、それぞれおおよそ0.49%の引き上げということで、この3月に厚生労働省のほうからそれぞれ説明のほうを聞いております。

ただ、お薬代、薬価については、1.22%引き下げますということも同様に説明をいただいております。

以上です。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 診療報酬なんかが上がったりいろいろするのは、保険者の3割負担の中で負担をしていっとるわけですから、それ以外の税の話で、保険料を上げるというときに、普通は医療費が膨らむから上がるというふうに一般的に考えると思うんですけども、医療費が減額する中で、上がるということは理解できない。

それから、もう1つ言うたらね、後期支援金のところも決算額に比べて予算額、今回3,000万円ほど少なくなってるんですよ。去年の決算額に比べてね。なのに税率アップになるんですよ。ここらも減るのに、なぜ保険料を上げないかんのかというのがね、説明ができないんですよ。どういうふうに考えたらいいんですか。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 先ほどの後期支援のほうの負担金につきましては、確かに昨年より、決算よりも下がってきております。

ただ、既に議論の中心になっておりました1億5,350万円の赤字決算になっておりますので、実はその部分の中に、既に本来、税と言いますか、構成割合から言うと、もう少し保険税で負担していただくとか、そういった部分も入っております。後期支援分。決算の中に。

去年がちょうど保険税と国、県の交付金等々で財源ができておるかと言うと、実はできていなくて、そのマイナスがこの1億5,000万円の赤字の中に取りますので、実際はことしの予算の上では、財源充当、今の理論値の中ですけれども、充当はできとるんですが、去年との比較という意味では、そういった含みの分がありますので、単純に比較すると、少し違ってくるということで御理解いただきたいと思えます。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 繰り上げ充用の1億5,000万円の中に含まれてると。赤字がね、含まれてたと。だから平成28年度だけ見れば、マイナスなのに、保険料が上がるというのがね、ちょっと理屈としては合わないでしょう。

なかなかそこ理解できんな。説明ができひんな。

鈴木委員長 林委員。

林委員 澤田次長の今の説明の中でね、保険給付費が若干、平成28年度下がるような言い方をしたわね。

例えば、この予算的には平成27年度決算見込みと同額が拳がっとなやけどね。保険給付費。そこらの兼ね合いはどうなんやろ。下がっとなやん。

鈴木委員長 澤田次長。

澤田市民生活部次長 説明のほうがちよっと十分ではありませんで。

言われますように、予算上から見たら、減額補正という形で挙げさせていただいておるんですけども、実際の平成27年度の医療費分よりまだ増額をした形でさせていただいておりますので、医療費としては、実績で見ればアップで見込ませていただいております。

鈴木委員長 林委員。

林委員 保険給付費がね、補正後の金額で平成27年度の決算見込みと100万円ほど違うだけやからね。総額。ほんなら大体、平成27年度決算と同額になるような補正を組んだのやけども、保険税にしたって。もともとの当初予算、平成27年度が10億円あったんが9億8,000万円やわね、当初予算。当初予算の保険給付費は、平成27年度より増額の当初予算組んどんやけども、保険税が当初予算では少ないわね。平成27年度に比べて。何で保険給付費がふえとんのに、保険税を減らすという当初予算になったんかということは、保険税を下げるという意味で、この当初予算を組んどったんと違うんかいな。加入者が減るとか、加入世帯数が減るさかいに保険料が減ると。同じ率で行ったら減るといふ当初予算の試算だったらわかるんやけどね、保険給付費がふえたら保険税で補てんする分がふえてくるんで、平成27年度よりはこういう当初予算で保険税挙げとくべきじゃないかと思うんやけど、そこらの当初予算の予算の見込みと言うんかね、こういった設定金額、どういうことですか。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 おっしゃる部分では、減少する被保険者数ですね、そういったものとか、普通の市町村民税とかの予算も同じようにして組むわけですけども、そのときにいろんな要因を加味する中で、果たして市内の方の所得が伸びておるんだろ

うかとか、減っておるんだらうかとか、そういったことを踏まえて上程、積算して予算化しているわけなんですけれども、おっしゃるように、国保税については、その当時見れる分の想定される被保険者数とか所得の伸び、あるいは試算の伸び、そういったものすべて加味して算定しております。

ただ、当初予算において、保険税が例えば極端な話、もう1億円足らんから1億円上げましょうというような予算を持つとすると、やはり並行して税改正をしておく必要があるということになってまいります。

ただ、今まで宍粟市においては、ちょっとそのタイミングで税改正の条例を挙げさせていただいたことはないと思います。

と言うのも、ある程度もう少し料金をどうこうであるとか、保険税に係る所得の算定がもう少し近くなった段階でさせていただくということで、改正の折りには、大体6月の補正ということでさせていただいておりますので、実際、当初予算に保険税を上げた形で行こうと思えば、税率改正を含めて議論いただく必要があるのかなど。赤穂市はそういう手法を取っていらっしゃると思いますので、当初予算と並行して税率改正をされた中で、されていたと思うんですけれども、宍粟市はちょっとそこを慎重にしておると言うか、6月で税率改正をしますので、当初に税率を、不足する分を丸々見てしまうというのは、少し説明ができないかというふうに思っています。

以上です。

鈴木委員長 林委員。

林委員 一番最初に国保制度の負担区分の説明があったんやけどね、5割については、国、県、市が財源を負担するんで、その残り、いろいろ調整交付金とか、いろいろ引いて、最終的に逆算で予算組むんやけども、最終的に足らずを保険料で持っていかなきゃあないと思うんやね。そのときに当初予算で保険給付費が大分多いわね、32億円から当初予算挙がるとね。保険給付費、言うたら保険給付費の5割が国、県、市で負担して、残り、極端に言うたら50%保険税で賄わんとあかんと、予算になるだらうと思うんやね。保険給付費が伸びとんのに、保険税を下げるとするのはちょっと計算的におかしいと思うんやけどね。

それで、今回の補正で4,900万円補正して、平成27年度の決算見込みと保険税は同額に、予算になるわけやでね、何で当初予算で保険税がこれだけ減らしとんか。ほかに財源がないと思うんやけど。

それはええとして、次よろしいですか。

鈴木委員長 はい、じゃあ。

林委員 今回の補正でね、1億5,350万円、これ繰り上げ充用で保険税で補正していますわね。専決で。これはええと思うんです。保険税で賄わんとしゃあないんやで。これはええとしても、その後、同額を一般会計から繰り入れするという事になっとるわね。これ原則的に保険税を1億5,350万円減額します。そのかわりその分、保険税を減額する分を一般会計から繰り入れしますっていう、もうこの予算上ではそうなるわね。だから今までの国とかの指導では、安易に保険税を下げるために一般会計からの繰り入れはだめですよという指導があったと思うんです。今までは。今はそういう指導はされてないんですか。

鈴木委員長 澤田次長。

澤田市民生活部次長 林委員言われますように、今も国のほうからそういった指導のほうは来ております。

鈴木委員長 林委員。

林委員 そしたらね、国の指導がそういうことでされとんのに、一般会計から保険税を下げるために繰り入れするという事になった。今度あと調整交付金とかのね、ほうに影響してくると思うんやけどね、そこらは影響ないんかいね。

鈴木委員長 澤田次長。

澤田市民生活部次長 言われますように、交付金、さまざまな調整率と言うか、そういうのをかけられてきますので、そういうこともあるかもしれないとは思いますが、けれども、今それによってどれだけ下がるというようなところについては、ちょっとお答えをいたしかねるところです。

鈴木委員長 林委員。

林委員 ある程度影響は出てくるんやろうと思うんやけどね。そしたらね、一般会計繰り入れしたために調整交付金とか、来る分が減るということは、市にとってマイナス要素になると思うんやけど、損するようなことだったら安易に繰り入れをすべきじゃないと思うし、やっぱり財政が苦しい中で、やっぱり市として有意な方法を見出してもうて、そういう予算の編成をしてもらわんと、もし影響がわからんということなんやけども、何ぼかは損するやろうと思う。そこらはそういうきちっとした試算をされてないような気がするやね、安易にね、それだけに一般会計繰り入れしたらええやろというようなことで、されたような、同額がなっとんでね、そう思うんです。それちょっと安易過ぎるんじゃないかと思うんやけど。

鈴木委員長 この件は、この前の専決で繰り上げ充用はもう認めてはいるんですけど

ど、実際には今回の税率改正にも影響してくる話なので、範疇とみなしてあります。その部分のちょっと回答と言うか、影響、一般会計から法定外の繰り入れを形としてなった状況で、そのほかの歳入のほうに対する影響というのは、どのように試算されてるのか。これも林委員は安易に見えるということで、結局そのシミュレーションでどれだけ入れて、損益の多分あれがあると思うんで、そこあたりがどこまでしっかりと精査されているかという話をちょっと御説明いただきたい。

では、今まで法定外の繰り入れをしてこなかった根拠にもなると思うんですけどね。

林委員。

林委員 きちっとね、精査するの難しいだろうと思うんです。金額を出せというのは。ちょっと安易にちょっと考え過ぎとんじゃないかということだけでええと思うんですけど。

鈴木委員長 金額云々は、細かな額はあれですけど、それがどういう影響を与えるかっていうのは多分シミュレーションできる感じなんですけど。それはそれよりも一般会計繰り入れても影響よりもそちらのほうの方が利があるという部分で考えてはるということであれば、ざっくりとした根拠を示してもらえばいい。そんな安易じゃないと、ある程度の試算に基づいてやってるんだということ。今までずっとしてこなかった部分でありますし。

それが、例えばいやいや、そもそも見当違いだっという話だったら、それも言ってもらっていいですか。それは今まで言ってた一般会計からの法定外繰り入れと違う性質の話なんだということなんか、いやいや、それとも今までしないと言ってきたものと同じ性質の今回のやりくりなんだということであれば、お答えいただきたいですし、そうじゃないという話であればそれでいいです。

じゃあ、暫時休憩。

午後 2時55分休憩

午後 3時04分再開

鈴木委員長 休憩を解いて、会議を再開します。

先ほど休憩前のことで、一般会計からの法定外の繰り入れによって保険税を下げるということが実質的に今回行われようとしてるんですけども、それによる他の歳入等に関しての影響という部分でどのような調査、精査がなされているかということに関しての御回答をまずお願いします。

牛谷課長。

牛谷市民課長 先ほど言われました法定外をすることによって、影響を受けるのかということで確認しましたら、そういうことはないということで確認しております。以上です。

鈴木委員長 林委員。

林委員 いや、それでも間違いはないんやね。それで影響があるというようなことで今まで法定外繰り入れはしてこなんだ経緯があるだろうと思うんです。それやったらもう今までのは何しよったんやということになると思うんやけども、確かなんやね、それは。言い切れませんか、それ。

鈴木委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 確認したんですけども、影響はないということでお願いします。

鈴木委員長 林委員。

林委員 いや、影響がないんだったらね、もう保険税を安うするために財政的に余裕があって、それだけ繰り入れするんやったらね、ええことやと思うんです。今後もずっと続けられたらええと思うんやけど。わかりました。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 その点に関して、では今までにそれをしてこなかった理由というのは何なんですか。それは特に先ほど影響云々というのを多分懸念して、国からの指導等があって、ほかの影響を含めて、してこなかったというのが多分してこなかった根拠と思うんですけど、影響はないということを明言されるのであれば、なぜじゃあ今までしてこなかったのかというところの根拠をもうちょっと明確にしてもらいたいんですけど。それが明確でないと、今回の税率改正が本当に加入者の負担のものなのか、それともいやいや、それは行政責任と言うか、市全体で見ていくべきものなのかというところが明らかにならないんです。

澤田次長。

澤田市民生活部次長 先ほど出ておりました、これまでしたこなかったことということなんですけども、明確な根拠ということなんですけれども、先ほど委員会の資料の2ページにも国保財政の現状と言うか、仕組みという表もつけさせていただいておりますとおり、国保会計については、原則、加入者の負担をいただきます国保税や国、県の負担金、交付金、また一般会計等からも繰り入れ、法定の繰入金、そういったもので会計を行うということが原則になっている。そういったようなことから、これまで繰り入れをしてきていないというところがございます。

法定外の繰り入れということで、それについては国の運営方針の中にも載っているんですけども、繰り入れを行う場合については対象経費を明確にした上、適正な額を計上をすることということもなっております中で、福祉医療、乳幼児医療、こども医療、そういったものの所得制限を伴います県補助の対象外の分等を市のほうで独自施策としてさせていただいてる、その分の影響額については、きちんと精算をして、繰り出しということでさせていただいておりますが、それ以外については会計運営の原則に基づいて、これまで繰り入れというところをしてこなかったということが理由となっております。

以上です。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いただいた資料じゃないのか、どっちだ。運営協議会に示したところの、運営協議会資料のところ9ページが他のたつの、相生、赤穂、佐用、上郡、このあたりの近隣市町との保険税の状況の比較があるんですけども、べらぼうに高いんでね、やっぱり宍粟市は。

皆さんがよく他市町の状況を見ながら云々かんぬんって言ってるんですけど、他市町の状況は、一般会計からの繰り入れ等をして、税をここまでおさえているのかということは、どういう状況でこれだけ近隣で差ができるのかというのをちょっと教えていただきたい。

榎橋副委員長 水口課長。

水口税務課長 冒頭で、こちらのほうから軽減の制度の分とか、いろいろ説明させていただいたんですが、それぞれの市町によって、繰り入れによって下げているか、どういう対応をされた中で下げられているかということまでは、ちょっと分析できませんけれども、宍粟市における賦課の状況、あるいはそれぞれの方の所得状況等を踏まえまして計算すると、1世帯当たりがこういうふうにし少し突出した形になっているというところなんです。

それと、本日説明しました横表の大きな物なんですけど、当然、軽減に係る方が多いということになると、それぞれ平均して保険税払ってるのは、やはり下がってまいりますので、あくまでも平均値というところがございますので、こういったものも宍粟市では影響してくるのかなと思います。

例えば、たつの市さんですと、軽減のほうはかなり4番目とか、相生市さんも6番目、赤穂市さん14番目、町のほうは入っていないので、申しわけないんですけども、かなり世帯構成する中で、軽減されている世帯も多くございます。ということ

は、必然的に同じ額の保険料を求めても平均値は下がってくるという1つの要因として御理解いただきたいと思います。

以上です。

鈴木委員長 ちょっと整理しますが。

大畑委員。

大畑委員 今回の関連なんですけど、近隣との差、今、説明、1つはそういう要因もあるかと思うんですけど、それにしてもですね、余りにもこの差が大きいなと思って見てるんですよ。そちらからいただいている資料で、先ほど委員長からあった9ページに、これ世帯当たりとか1人当たり、全部積み上げていくとね、9ページの上の段で言いますと、近隣市町の保険税の状況で、宍粟市の場合、世帯で見たら、1世帯当たりで見たら19万3,000円足していったらね、なりますね。相生で12万9,000円、赤穂で13万4,000円というように、大きいですよ、差がね。6万円ぐらいの差がある。1人当たりの調定額で見ても、宍粟市が11万2,000円、相生が8万3,000円、赤穂が8万5,000円、3万円ぐらいの差がある。とても軽減だけでは、僕は説明つかんと思うんですよ。

ですから、なぜこんなに違いがあるのかというところをどういうふうに説明されるのか。保険料を変えていく場合に、やっぱり今、各自治体間の生活のしやすさとかね、いろんなことがですね、定住とかいろんなことにこう結びついていくかいかないかということで、うちも定住促進やということで住みやすさどうこうなんてキャッチフレーズでやっとなるわけですから、そういう意味では、近隣の状況、医療に対する考え方みたいなところもしっかり踏まえて、検討していく必要が僕はあるんじゃないかと思うんですね。余りにもこう差が大き過ぎるなというふうに思います。

高齢化率とか医療機関の数とか、いろんなことも比較していかなあかんのかなということで見てもですね、宍粟の高齢化率っていうのは、33.2%で、相生よりもまだ少ない。相生34%ぐらいありますね。佐用なんか38%ぐらいの高齢化率。

所得がどうなんだろうと思って所得も比べてみたんですけども、相生よりも所得は平均、これ県の資料ですけど、相生よりも宍粟のほうが高いです。だから所得割の税率なんか決めるときに、給付費と所得で割ったときにですね、税率決まってくだらうと思うんですけど、それ見ても、宍粟のほうが所得が相生よりも高いのに、相生は資産割がありませんから、所得割も少し高いですけど、所得との関係で言うたら、余り変わんないか。それでね。

だから、そういう保険給付費の中身の違いとか、あるいは所得の違いとか、あと

はもう法定外入れてるか入れてないか。その辺の違いになってくると違うかなというふうに思うんですけどね。一度やっぱりこれまでほかの市町が法定外繰り入れをどのようにやってきたかみたいなものは、資料として出せませんか。

鈴木委員長 御回答できますか。

小田部長。

小田市民部長 調べてみますけれども、それを出せられるものなのか、どうなのかというのは、いろいろ条件ありますんで、ちょっとこの場で即答はできないですけども、ちょっと調べてみたいと思います。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 そしたら、それはまた調べていただくとして、保険料の今、言いました大きな違いね、これどういうふうに分析されています。近隣との比較というのは重要ですよ。これ出されているわけですから。これだけ差があって、こういう資料出されて答申が出てるんかもわからんけど、ちょっとこんだけの差、なぜなんかというのちょっと理解できないんですけどね。

鈴木委員長 それは、ちょっと難しいですかね。ので、資料をじゃあ精査してもらって、後ほどで。

水口課長。

水口税務課長 今ちょっと手元に入っていない、去年調べたものがあるんですが、同じように、例えば国費がどれくらい入っているかとかという比較をする中で、近隣市町との比較をした資料を昨年確かつくってると思います。

先ほど軽減の分、言ったのは、当然いろんな要因があって御理解いただきたいんですが、そのほかにも当然いつも言っておりますように、限度超過する世帯が多くありまして、その関係で調整交付金と言いますか、給付費が少し下げられる。限度超過した額から平均所得出します。割り戻しますので、結果的に宍粟市の加入されている方は所得が高いという判定がありますので、その分を引き下げられておるとい現実があります。

ところが、冒頭説明した中でも、平均の所得等、説明させていただいたんですが、そんなに極端に多くはないのかなという、平均値より少し変わらんぐらいの感じもありますので、実際のところの平均、いわゆる所得がふえれば右肩上がりの保険税の額で上がっていくんですけども、どこが平均アベレージなのかという部分もありますので、宍粟市は少しく右のほうにシフトした高いところに行きよるのかなと思ったりするんですけど、そういう具体的な資料というのは、ちょっと図にしたも

のはございませんが、それぞれの決算の中で、一人当たりの国からの交付金であるとか、給付金であるとか、そういったものを一人当たりで割り戻したような、少し数年前の資料になると思うんですが、つくっておりますので、また用意させていただきたいと思います。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。繰り入れ、法定外という言い方がちょっとね、余りよくないなと思うんですけど、一般財源、繰り入れないとどこの市町国保もたない状況にあるんだろうと思うんですね。それだけ退職者抱えていくような構造になってるし、低所得者とかですね、非正規の方々とかが加入される、本当に最後のセーフティネットの保険という意味では、僕は社会保障的な意味合いが非常にあるんだろうというふうに思ってまして、先ほど超過、限度超過があるように、僕もやっぱり一定の保険者の負担割合という基準を決めてね、それ以上になったらもう繰り入れするんだというような明確な基準設定も要るんだろうと思うんですわ。林委員が言われたように基準がない中で保険料下げのためだけに使うということじゃなくてですね、何ら根拠が要ると思ってるんです。

それで、きょう水口課長からいただいた、この5ページの各保険者比較、いつも言わせていただけてますけども、これ平成24年の物、資料なんですけど、実際、要は保険財政も大変なんですけど、加入者のほうも大変やってというのが、平成22年度の資料を見たらね、加入者一人当たりの平均所得84万円なんです。

ですから、1万円下がってるんですよ。

宍粟市なんかはどうなって行っとるか、また見といていただきたいと思いますけど、多分、国保加入者で所得がふえてるというふうには、僕、思えないんです。

加入者一人当たりの平均保険料というのは、上がっていったるんです。平成22年度でね。

それで、これで、この表で9.9%の負担率になってますけど、実際所得に対する負担割合というのは、2けた超してるんじゃないかなというふうに僕は思ってます。

ですから、ほかの被保険者は折半ということで、事業主が何ぼか見ますけど、国保は丸々加入者見るわけですから、そういう意味で、一般会計からの繰り入れはあってしかるべきというふうに思ってるので、その辺の1つの繰り入れる場合のルールづくりみたいなもんも必要になるんじゃないかなというふうに思っていますが、その辺はいかがですか。

鈴木委員長 澤田次長。

澤田市民生活部次長 ルールづくりということの回答にはならないかもしれないんですけども、前回の委員会のときに、繰り入れをするということになった場合に、繰り入れをする理由というようなことについても次回報告をということでもう一度いただいております。そのことについて、若干説明をさせていただきたいと思っております。

まず、今回繰り入れをしようということで、市のほうで決断をさせていただいたところ、大きく2点ございます。

まず、1点目としましては、特殊要因によります医療費増加分による税負担の軽減ということと、あと2点目としては、国保税のさまざまな仕組み等もございまして、それに伴います税負担分の負担の軽減というようなところを精査をさせていただいたということなんですけれども、まず1点目の特殊要因によります医療費増加分でございます。これにつきましては先ほど来も出ておりますように、平成27年度の医療費のほうでC型肝炎の年度内途中の保険の適用であったり、脳梗塞などの循環器系や肺がんや大腸がんなど、これが今までにない数の患者さんが発生をしている。そういったようなことから、もう本当に想定外の伸びがあったということも1つございます。

あわせて、今回、平成28年度の医療費につきましても、先ほど診療報酬改定分について、平成27年にまだアップをさせていただいたという説明をさせていただいたんですけども、そういう平成28年の医療費の見込みなども精査をさせていただく中で、御加入者さんに負担をいただくべきもの、また繰り上げ充用をさせていただいたのは、あるんですけども、その財源、どう見ていくべきかというような、さまざまなことを検討をさせていただく中で、先ほど来出ておりますように、宍粟市の国保税については、現状でも県内の市町で比較しますと、高い位置になっているということで、これ以上に大きな負担を加入者さんに求めるということは困難であろうということで、特殊要因による医療費増加額分の税負担の相当額というのを市が負担をしていこうということを今回させていただいたものでございます。

本来でしたら、医療費の財源で国、県の負担金や交付金、そういったものもあるではないかというようなところもあるんですけども、そういう負担金等の精算決定につきましては、2年前の分の、年度の精算なども絡んでくる、そういったようなことでもありまして、金額の積算は難しいかなというところはあるんですけども、今回につきましては平成27年度、突発的にふえた医療費のその部分をこれ以上、加入者様に負担をいただくということはいかなるものかということで、今年度に限って繰り入れをしようということで決断をさせていただいたという部分がございます。

す。

もう1点、国保税の仕組みと言ったら、ちょっと言い方が違うかもしれないんですけども、国保税のほうをそれぞれ四方式ということで、宍粟市のほうは負担いただいてまして、比率も国が示してる分があるんですけども、現金収入にならない資産割という、資産をお持ちという方についても、やはり軽減をしていく必要があるだろうということで、平成22年度にそのときの県の平均の5%程度まで徐々に引き下げていきたいと思いますという方針を立てておりました。それをさせていただくことで、御高齢の方のみならず、加入者全体の負担軽減にもなるということで、税率改正、それ以降ずっと資産割の率を下げてきております。

今回、資産割を下げてきているという税収影響額についても、市で負担をしていくほうがいいであろうということ判断させていただいたのと、あと国保税の限度の超過額を超える影響額の部分、それについてもほかの加入者様の負担ということではなく、市として影響額を負担をしていくものであるという判断を平成28年度に限ってさせていただいたということになっております。

そのルール化というところについては、なかなかこう難しい部分もあるのかなというふうには思っておりますが、そのときの現状をまた見ていくということになるのではないかなということも思っているところです。

ちょっとルールづくりをとという回答にはなっていないんですけども、今回繰り入れを決めた理由ということについて、説明させていただきました。

以上です。

鈴木委員長 もう1回ちょっと確認なんですけど、平成27年度決算で1億5,350万円のマイナスが出て、それを繰り上げで、とりあえず精算して、かつ、それは保険税にあながあいているんで、税率アップの部分と一般会計からの繰り入れで精査して、1億384万9,000円の分、これが先ほど言った特殊要因により医療費の増分で、加入者負担相当額、あと資産割りの減による影響額のあたりを試算すると、その分は行政責任、あとの5,000万円ぐらいは加入者責任というふうに線引きをしたということで理解していいですか。理解間違っていますか。

大畑委員。

大畑委員 今、説明していただいたものでですね、今回提案されてるので、私はいつもしつこく言う負担割合ね、どのぐらい改善されると思われれます。改善になるんかどうか、わからんですけど、ちょっと私ね、試算してみたんですよ。

鈴木委員長 それは、所得に対する負担、負担感という。

大畑委員 はい。そちらのほうにこれ資料を出していただきますでしょ、あれ事例、今のケース。

鈴木委員長 運営協議会の資料の10ページ以降がケース、具体例1から9まで、9例、今回の税率改正でどうなるかという。

大畑委員 違ってたら御指摘をいただきたいなと思うんですけど、いいですか、委員長。

鈴木委員長 じゃあ、どうぞ大畑委員。

大畑委員 この例えば10ページ、10ページの例2というのがあるんですが、世帯主64、配偶者63の世帯、年金収入の方で、課税所得が50万円やったですね。5割軽減の対象者。その下に改正前と改正後、改正案で、6,200円アップになって11万3,200円の保険料というふうに調定額がなろうと思うんですね。

5割軽減の方なんですが、僕は課税所得50万円に対して、11万3,200円の税負担と言うたら、単純に計算、22.64%なんです。そないして計算していったんです。

次が130万円の方例3これが課税所得130万円の方。この方が年額26万5,500円だったら20.42%になると。所得に対するですよ、所得に対する調定額の割合。これは負担感として感じるかなと思って計算してみた。

あと、ずっと若者のところに、個々の運営審議会の方もおっしゃったように、若い世代への負担感が少ないようにということが書いてあるんですが、例5で言いますと、世帯主35歳、配偶者35歳、子供2人の4人世帯、課税所得が249万円。この方で年額40万6,000円の税額となると、大体16.3%というふうに見て、それから例7の方で言うと、58万3,000円ですね。この方で課税所得が360万円なんですが、16.2%ぐらいになります。

ということで、やっぱり今回の改正案で見てもですね、非常に負担、軽減者のところも負担感が非常に強いし、それから若者世代に対しても、政策的な手が打たれていないんじゃないかなというふうに考えよんですが、その辺いかがでしょうか。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 5ページの資料のほうを見ていただきますと、保険料負担率、米印5のところなんですが、下に注意書きがございまして、介護分を含まないということになっておりますので、その点はちょっと見ていただきたいなと思います。医療分と後期高齢分になってくるんで、そこは少し違ってきます。

あと、中間層の負担ということでございますが、国保制度そのものが所得の多い、少ないという縦軸をもとに、低所得の方についてはこういう軽減策を持ちましょう

というような方向で制度化されたものでございます。中間層の働き盛り、お子さんがいらっしゃる家庭というような抜粋の仕方での対策というのは、少しこの制度の中に盛り込むのは難しいなという、私自身の個人的な思いですけれども、少し難しいかなと感じております。

そういった部分については、何かまた別の、変な言い方ですけども、子育て対策と言いますか、いろんな施策を絡めながらの部分で展開ができるほうが、この国保の制度の中では望ましいのかなと、少し私的な考えですけれども、説明と言いますか、思いをさせていただきたいと思います。

以上です。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 やっぱり国保の制度から言うたら、おっしゃるとおりかもわかりませんが、そういう本当に脆弱な構造になってる制度だと思うんですね。

ですから、そういう支えるところのいわゆる生産年齢人口と言いますか、働いてるとこの、いわゆる後期高齢を支えなあかん部分の人たちのところを軽減するような考え方は、多分ないと思います。

しかし、片や子育て世帯への医療費の軽減策やというふうにうたいながらですよ、医療費無料にしたりしながらですよ、一方で国保税、今度上げていってね、表向けは無料やけど、医療にかかるのはただでかかれても、国保税こんだけ払ってたら何こそしょうかわからへんと。医療にかからん家なんかやったら負担感がふえるばかりでそういう若者世帯だってたくさんいらっしゃるんじゃないかなと思ってしまったりするわけです。だから別の制度でというところがあるんなら、ぜひね、そういうところでも出してもらいたいけど、そういう提案もないですよ。こないだ本会議で岡前議員も言われてましたけども、若い世代への負担軽減策なんか独自の制度を考えてるのかという質問に対しても、今のところないと。今後検討を加えていくというような市長の答弁がありましたけど、そういう考えあるんですか、本当に。あの場だけで言われたんですか。

鈴木委員長 小田部長。

小田市民部長 その場の医療費に関してのデータ収集というのは、どうもされてるみたいですけども、私どものほうはあくまでも国保に限った部分での対応ということになるんで、今後も運営協議会の中で、そういった子育て世代に対する経済的な負担の軽減っていうのも考えてちょうだいていうのは言われたんですけど、あくまでもそれは国保の運営協議会だけの会議の中だったんですけども、もう思いとし

ては、市全体の人口増をしようとすれば、若い世代にここで子育てをしていただかなきゃなんない。それは国保だろうが協会けんぽだろうが、関係ないということで、そういった施策をぜひとも打ってほしいというような意見、御意見を国保の中に盛り込ませてもらったんで、それはもう市全体としての考えていくべきことなのかなというふうに私は思っておりますし、そちらのほうで実現されるんじゃないかなというふうなことは期待もしてますし、そういうふうに思っておる次第でございます。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ちょっと議論の整理はしたいんですけど、基本この前の繰り上げ流用で1億5,000万円はまず言ってみればリセットをかけるという話で、それで平成28年度また試算し直したときに、財源不足が約5,000万円生じるということで、それをいろいろな方針、割、資産割とか均等割云々とか、資産割をおとしていくとか云々ということを経算して、税率改正する中で、そこを賄っていきこうということが今回の方向性ということではないかと思うんです。

先ほどから言ってる負担感という部分で行くと、他市町との比較で行くと、当然、額面的にも非常に高いですから、例えば宍粟市で仕事がある人で国保の加入者であっても、ほかの市に住んで宍粟市に通うという選択肢を取ってもおかしくないですよ。その状況で行くと。

ケースで分けていただいたときの具体例8というのが12ページに協議会資料であるんですけど、これが多分、個人的なことで云々でもないんですけど、私はここに多分当てはまると思うんですけど、この前、新聞報道では、1世帯当たり平均八千幾ら、9,000円弱という報道がなされてたんで、それなら何とかって感じもしたんですけども、実際には当然、不足額を世帯数で割っただけの話で、このあたりの一番、生産年齢人口のど真ん中って部分で行くと、年額、僕、子供3人いますんで、4万円ぐらい上がるんですよ、きっと。別に個人的にどうのこうのじゃないですけど、若い世代、45歳が若いかどうか、微妙ですけど、いわゆる働き盛りと言うか、一番こう子育てをし、普通、当然、固定資産ないということは、賃貸で家を住まわられてたりとかっていう状況の人たちが年額4万円もさらにふやして、当然、元気ですし、子どももそんな病院にかからないし、大人の人も一番元気なときなんで、かからないって世代がこれだけ負担をするということが本当に加入者の責任なのかどうかって話なんです。実際。やっぱり産業振興で各個人の所得を上げるとかっていう意味で、いろいろ税を投入して産業振興をしたりとか、勤労

支援したりとかしてたり、そういったこともそうですし、人口も、人口ビジョン立てて、人口構成も含めて、やっぱり政策的に誘導したりとか、子ども・子育て支援をして、子どもをもっとつくってもらおうとかってというようなことを政策的に行政がやっているっていうことを考えると、こういった人口が、人口配分って言うか、年齢区分がこう、ばらばらになったり、なかなか所得が上がらないとか、そういうことをひっくるめて、本当に5,000万円が加入者の努力で何とかなるもんっていうふうに割り切れるかどうかなんですけど。

そのあたりどう解釈、理屈としてはわかるんですよ、加入者で頭上げをすると言うか、基本かかった分はというのはわかるんですけど、思いつ切り真ん中の世帯の負担っていうのは、所得から見ての割合から言ったら実質、年額4万円上がるっていうことは、どんだけ子どもにかけるお金とかを減らさなきゃいけないかって言うか、はっきり言って、習い事とか塾とか云々って考えたりとかしても、1個減らすぐらいの話ですよ。

そのあたりも含めて、本当にどう考えてるのかっていうのがちょっと見えてこなくて、理屈としては理解できるんですけど、なかなか腑に落ちないと言うか、そこに加入者の責任として加入者負担だと言われても、ほんまにそうかっていう感じ、何でじゃあほかの町はもっと安いんやっていう話にもなってくるし、そのあたりどう解釈したらいいんですかね。当然、個人的に言うか、加入者としての解釈イコール、それは住民に対して説明して、加入者に対して、今回税率が上がって負担がふえる部分があるけども、これこれこういう理由なのでっていうことを説得しなきゃいけないんですよ、私たちは。そういうのを含めて、本当にそれはもう加入者責任だというふうに明確に言ってもらわないと、なかなか理解できなくてですね。

この前の平成27年度決算のときの最終予算と決算見込みのずれみたいのを見たときに、歳出は、これも前の議論で指摘があったんですけど歳出はこれくらいかかるだろうという予測を下回ってきて、かかってきてないんですよ、医療費とかも。歳出は頑張っておさえているのかかわらず、歳入不足がそれを大幅に上回っていて、いわゆる退職国保税とか、あとは県とか国の何とか交付金とか、財政調整基金みたいなのは軒並み10%以上、予測を下回って入ってきて、ほんで1億5,000万円ってなったときに、これでこういう試算でなされていて、この1億5,000万円を一般会計から入れることの根拠もなかなか成り立ちませんし、それと税率改正して財源不足を補うということも、どちらにも加入者にも加入者以外にも説明がつかない状況なんですよ、今。なんで、そこをちょっと明確にしてもらわないと、何とも言え

ないんですよ、これ。税率のことはそういういろんな方法で、税率に改正したいという意図はわかるんですけども、なぜそうなるのかっていうことをしっかりと住民に対して説明をしなければいけないんで、私たちは。もしこれを通すのであれば、だれも納得いかないんですよ。

そのあたりちょっと明確に説明をいただかないと、この試算では、さっき言った平成27年の決算の最終予算と決算の見込みのずれのところの試算も、から言っても、国や県がそんなに急激に負担割合を変えてきてるわけではないですよ。財政シミュレーションできた上で、プライマイゼロというふうに言っている話で行かなきゃいけないのに、歳出は大分おさえて予備費まで突っ込んでも、予備費まで置けるような状況で多目に見といて、それよりも、もっと下回ってきてくれるのになんていうね、全く何か整合と言うか、つじつまが合わないんですけど、そのあたりちょっと明確に御説明いただきたいんですけど。

非常に弱者に対して、負担だけを強いて、行政の責任はいろいろ地域の産業振興だったりっていうことは、行政の役割、部分はあるので、所得がふえない云々とかっていうのもあるんですけど、しかし医療費削減とか、そういったところも行政の役割、保険者のほうの責任で、そこにお金を預けて運用してもらってるというのが実態なんで、そのあたりも含めて、ちょっと明確に、複雑なのはようわかるんですけど、それを明確に御説明いただいて、なるほど、それだったら今回の税率改正、妥当だなというふうになぜける状況をつくっていただかないと、なかなか理解できない。これまでもめちゃくちゃ高かったというふうに思ってるのに、さらに高くなるっていう状況で、他市町と比べ、他市町も上げてきてるのかもしれないですけど、さっき言った平成26年度が平成27年度で落としてるところもありましたよね、ほかの市町で。保険料、保険税を若干でも。

これでまたどんどん差が開いて、めちゃめちゃ高くなるという状況になったときに、果たして定住云々というところに目が向く話なのかどうか。ちょっと非常に複雑な制度で、それを理解しながら審議がなかなか難しいんですけども、明確に一般会計から今度、平成27年度の決算の不足を入れるということ、あと平成28年度の不足を税の改正で、この分賄うということを確認にちょっと御説明いただきたいんですけど。それが明らかにならない限り、税率なり一般会計からの補てんという補正の部分にかかわってくるんですけど、それが妥当かどうかのジャッジができない状況なんで。

基本そこだけなんですよ。いろいろなことはあったとしても。

榎橋副委員長 澤田次長。

澤田市民生活部次長 1点、御指摘いただきました平成27年度の決算の関係、歳出のほうは見込みの範囲内であったのに、歳入が不足をしているという、その部分でございます。

歳出につきましては、いろいろな要因があって、医療費のほうが伸びているというようなこともあったり、また例年、1、2月ぐらいにインフルエンザ等が大変流行するという、そういったようなことも想像をしながら、歳出部分については大分多目に見込ませていただいたかなというふうに思っております。

一方、歳入につきましては、交付金等は通常の療養給付費の負担金でしたら、3月の診療分から2月まで、診療分までというのが交付金については12から11月というようなことで、その辺の給付費の見込み、基礎となる根拠というものが違うというようなところもありまして、本来でしたら医療費が伸びる部分については、当然、歳入のほうもついてくると言いながら、結果、交付金については単年度精算で、12月までというところで、11月診療分までということで基礎数値が違うということで、歳入不足を起こしてしまっております。

鈴木委員長 ごめんなさい、それはそもそも今まではそうだったのに今年度から変わったわけじゃないですよ。今までもそのルールでやってきていて、財政シミュレーションをしているんだったら、それは理由にはならないでしょう。それもすべてそのルールに従って、これだけの歳出が見込まれるから、歳入これだけ確保できるのか、どっちかわかんないですけど、ほんなら数字合わせてるだけじゃないですか。そんな、細かなことは非常に複雑だということもわかりますし、それを精査するのは大変だと理解しますけども、そのルールが突然変わったわけではないですよっていう話ですよ。今までもそのルールでやってて、負担率が突然、今まで10%見てもらってたのがいきなり5%になったとかっていう話だったら、それはもう完全、国とか県の話になるんですけど、そうじゃなくて、もうすべてルールなり、どこまで見てどういうところにどういう割合を掛けてとかっていうのは、もうルールがあるわけですよ。それに従って試算したにもかかわらず、ここまで差が出るっていうことは、おかしいですよって言うんですよ。なぜそれが起こってるのかっていうことです。突然変わったわけじゃないですよ、ルールが。じゃあ何で起こるんですか、これが。だからそれがわからない限り、1億5,000万円を一般会計から補てんすることが妥当かどうかという、それを市民から預かってる税なり交付税かわかんないですけど、財源は。結局イコールそれはもうあくまで税金なんで、

それを投入することが妥当かどうかという判断はつかないです。

ごめんなさい、歳出が予想以上に伸びたという話で1億5,000万円足りなくなっただけで言うんだったら、単純明快、はなるほどと言うか、それはいろんな条件で予測していなかったということも、百歩譲って理解しましょう。

だけど、歳出はこれだけかかるっていう、多目、多目に見積もっていて、それに合わせて歳入も入るっていう予測のもとプラマイゼロで合わせてきてたわけですよ。なのに開いてみたら歳入のほうがかかると減って、歳出は範囲内におさまって、しかも6,000万円ぐらい下回ってきてるのかな。6,448万円か何か下回ってきてるわけですね、予測。それが歳入のほうで2億1,600万円か何か下回ってきてるから、その差額が1億5,000万円って話なんですけど、そんな財政シミュレーションと言うか、しかできない人たちに、国保の運営任せて、ここは加入者負担になるって言われたって、それは納得いかないですよ。加入者にとっては。あと納税者にとっても。そこを明確にしてくれて言ってるんです。何でこんなことが起きる。今までルーティンでやってきたことで、そんなにそこに何か特殊要因って言うか、はかからないですよ。歳入を見込むときに。

榎橋副委員長 澤田次長。

澤田市民生活部次長 言われますように、ルールというのは、もうこれまでとずっと続いてきた部分になりますので、そういう見込みで当然立てていくべき予算ではあるんですけども、歳出のほうの伸びが実際ここまで伸びるということはないであろうというような甘い見込みも持つ中で、少し歳入部分について、上積みをして予算を計上したというようなところは事実あったのかなというふうに思っております。その部分で歳入不足を生み出したのかなということは思っているところです。

鈴木委員長 いや、だけどそれは補助する側の論理でって言うか、国や県の論理であって、市として歳出がここまで伸びるっていうことを予測してるんだったら、それに合わせて歳入も伸びるっていう部分があるんだったら、それはそこまでかかるか、かかるかわかんないけど、多目に見積もるというところのラインを決めて試算してるんだから、そこまで歳入も見込んでなきゃおかしいですよ。

じゃあ、これは結局、歳出はこれだけかかるかどうかかわかんない、多目に安全策を取って見積もっているけども、実際にはもっと相当かからないという予測のもとに歳入を出してたんですか。

だから歳出これだけかかるっていうことを予測なり予定をしていて、それに見合

って歳入を見込んでいくわけですよ。そこでもう歳入不足っていうのは明らかだったわけですよ、だったら。

それをどの、だから単純に赤字が出たから、それは一般財源から引っ張り出してということで、これだけかき集められるのも不思議なのは不思議なんだけど、その妥当性かどうかっていうのは、もう全然見えないんですよ。だからこの税率改正にイエスだ、ノーだっていうジャッジを下せっていうのは、到底無理なんです。そこがはっきりしてこない。補正についての。なぜこんなに違いを、シミュレーションとの差で歳入不足がこんなに起こるんですか。歳出はこれ、いろいろ安全策を取ってっていう、見込んでるのに、歳入は何でここまで減る、予測より下回ってくる。

こういう状況になりそうだとということで、市長なり財政当局に、こういったことが起こるとということで、当初予算で見積もるのはなかなか難しいかもしれんけど、こんな一般財源からかき集めて1億5,000万円あるんだったら、だったらもう最初からそんなにじゃぶじゃぶに予算組んでるのかって話になりますし、いろんなあたりも含めて、ちょっとなぜこういうことが起こるのか、ちょっと説明してもらいたいんですけど。特殊要因っていうのはわかりました。医療費の増っていうのは。新薬のこととか、高額医療のことは。だけど歳入不足は、それは特殊要因でも何でもありませんよ。申しわけない、制度がはっきりわかってない人間に聞かれてるから腹が立つかもしれないけど、何でこんなことが起こるのか。

榎橋副委員長 澤田次長。

澤田市民生活部次長 御意見、ごもっともだと思っんですけども、3月の補正を挙げさせていただいた段階で、本来でしたら国保のルールに基づけば、当然、税のほうも、税で見ていただく部分っていうのも当然あるのは間違いなかった部分を、その時期の税改正というところにはならないということもあって、また歳出も予算額を置いて見込んでるじゃないかということと言われるのは、もうそのとおりなんですけども、ここまで伸びることはないであろうというようなところもある中で、国、県の負担金や交付金の部分に少し予算のほうを上積みさせていただいたというような経過から、こういう事態になってきております。なかなか御理解いただけるように、ちょっとうまく説明ができないんですけども、そういうところです。

鈴木委員長 東委員。

東委員 なかなか難しいですけども、要はさっきからも委員長も述べてますけども、やっぱり理解を、納得をしなきゃいかんので、理解をしなきゃいかんので、もう一度簡単に、単純に聞くんですけども、要は今回の補てんは補てんとしてね、平成27

年度分の補てんは補てんとして、今回、税を上げるというのは、立ちゆかなくなるので、どうせ上げないとまた平成29年度にまた同じことを繰り返すだろうという予測のもとに考えたと思うんですけども、一応5,000万円、約5,000万円が上がることになる。その5,000万円、じゃあ上げない方法だったらどうしたらいいかと言ったら、もういっそ一般会計からぼんと入れたらどうなの。

ただ、その場合はやっぱり担当部としての原則があって、独自採算が原則であると。よほどのことがない限りはそういうことはしないということになってますよね。だからよほどのことがなかったらそういうことはしない。だから上げるんだと。それだけのことですね。それだけのことやね。どうなの。

だからちょっともう1回繰り返すけども、平成28年度、もう思い切って一般財源から1億円または5,000万円でも1億円でも繰り入れておけばこんなことにはならなかったというとらえ方でいいんでしょ。違う。

いや、そういうとらえ方、そういうことなんやろ、結論は。

鈴木委員長 小田部長。

小田市民生活部長 平成27年度の1億5,300万円については、もうこれはもう異例中の異例ってというようなことで、今回回避のやり方で一般会計からの繰り入れということなんですけども、5,000万円余りの税率改正による増収については、あくまでも国保会計ってというのは、この中で対象者の方の御負担を願ってやっていくのが本来であって、一般会計から繰り入れをするってというのは、ほかの保険者の方に負担をしていただくといったところとなりますんで、それは好ましくないことですし、実際にほかの被扶養者保険サイドからは、法定外の繰り入れについては解消するよというよいうような求めが全国的には出てきたりとかしとるわけです。国保やったら国保の中でちゃんと、国の補助、県の補助、市の負担とか、それらももろもろ加味して、なおかつ保険税でやりくりしなさいよってというようなことがスタイルなんで、平成28年度の分については、今回、税制改正をさせていただいて、その分でやろうということで、今回の補正の予算を計上させてもらってるっていうことなんです。

それで、この予算について、また決算時期にこう要は収支が合わなくなったというようなこと出れば、またこういったことが可能性として全く出てこないっていうことにはならないといいんです。

と言いますのも、去年まででしたら、前年度の繰越金っていうのを抱えておったわけなんですけども、それがもうなくなってるっていうことと、基金も積み立てをしておったんですけど、それもなくなったということで、財政的にはもう丸裸の状

態で、収入があって歳入が歳出があって、それがプラスにならん限り、どっかからこう一般財源から繰り入れるしかないっていうようなことになってます。

その分があるんで、きょうは例えばこれで1年間安泰ですって言うわけではないということだけちょっと片隅にでもおいていただいたらなというふうに思います。

鈴木委員長 東委員。

東委員 いや、今それ部長が言ったの私が言うたことを繰り返すだけのことで、私が言うたことを、部長、繰り返すだけのことでね、言葉はちょっと変えて、繰り返したことだけのことなんです。

だから要はもうお金がないから、ないんですよ。だから何とかせないかんわけだけども、じゃあ何とかせないかん、一般会計から入れたらいいじゃないかと。5,000万円から1億円ね、入れればいいじゃないかと。だけどあくまでも独立の採算が原則だから、一般会計からは入れないようにしよう。だから税を上げるしか方法ないんですわと、こういうことですよ。

それで、じゃあなぜ独立採算にこだわるのかといたら、それは特別なことがない限りには、それはできませんと。もしそういうことがあったら、何か交付金の関係で問題が出るんじゃないかなという恐れも、そういう心配もしたけど、する声もあったけども、いや、それはありませんよと。それはないですよという、さっきのね、答えも出てましたよね。だから交付金に関して、心配がなければ、一般会計から入れたって別に問題はないわけですね。だけどあくまでもまた元へ戻るけども、あくまでも独立で採算するべきやということで、今回は上げたいんですよ。だけのことやね。それ以外何があるん。だから皆さん負担を、皆さんに負担を押しつけるけども、理解してください。それだけのことなんとちがうん。

鈴木委員長 小田部長。

小田市民部長 そうです。はい。

鈴木委員長 東委員。

東委員 いや、それで、委員長続けるけども、1回一般会計から入れるということは考えなかったわけ、全く。

例えば、1億円、一般会計から繰り入れとったらね、今回は何事もなかったわね。

こうしたけども、やっぱりだめでしたというところまでは想定はしなかったということやな。そういうことやな。

小田市民部長 済みません、平成27年度。

東委員 平成28年度。平成28年度の予算を組むときに、予算組みしたときに、そこ

までは考えなかったということやな。何とかなるだろうという考えだったんやな。
鈴木委員長 そのことに関して。

秋田委員。

秋田委員 いや、今のこの時間は、67号のことをずっとやりよんやけども、僕は67号のこの文言、全部詳細、完璧にはよう理解せんともありますけども、このこれだけ難しい制度なのに、部分的に将来に対する研究をするというセクションは、余り文言として全然出てこないし、それからこの後からの資料説明のこれで今、東委員が言われたとこの繰り越しも基金もなくなったと。平成28年の予算はと言うけど、予算のほうの歳出のずっと総務費からずっと始まって、項目見ても、このこれだけ大きい50億円超える総事業に対する研究をする、これは予備費に組み込んであると言えばそうやけども、全然そんなんないと。こんなことでまた同じことを来年なり2年後なり3年後なり繰り返すんじゃないかという、そういう心配をするんです、僕は。

もうちょっと事業、もう何もなくなったで税率を変えなあかんのだと。だから市民の皆さん、何とかついてきてくれという説明をはっきりする。あるいはまた一般会計から入れるから、そのことは2年据え置きで行きますよとか、そういう説明をはっきりしないと、根拠不明瞭で、根拠不明瞭と言うか、今るる説明あったんだけども、ここに1億5,000万円もの金をこう入れ込まないけんということに対する説明としては、非常に見通しの甘い、平成27年、平成26年さかのぼれば、非常に見通しの甘い事業運用をなさっておいでだと。もうそのことについてはちょっとだれが一体責任取るんだということ、多少言いたいんです。

そういう意味では、話絞り込んだら、将来にわたってはそういうトラブルを防ぐために、やっぱり事業の研究をする項目を部分的に予算取りせなあかんというのが1つと、それから今回のいた仕方ない一般会計だと言いながらも、そののてんまつに対する責任は一体だれが取るんだということ。そののそこ明確に答えてほしいんですけど。そこが言いたかった。

鈴木委員長 皆さん言ってることは同じだと、金額なり、税率改正の根拠を、明確な根拠を示してくれば、それに対して妥当かどうかというジャッジはできるんだけど、それが見えないまんま、これだけ税率改正します。これだけ一般会計から補てんしますっていうことを言われてるような感じがあって、もうこっちの勉強不足やと言われれば、それまでなんかもしれないですけど、なかなかそれを今度市民に説明する義務がありますので。

大畑委員。

大畑委員 東委員の関連だったんですけど、この5,000万円、一般会計から入れたらええと思うけど部長どこでそれをだれに教えてもらってんのかわからんけど、独立採算とか、加入者で負担せなあかんのんやっていう話ね、それおかしな話やん。国保の法律、これ書いてあるんやけど、どこにそんな加入者の助け合いでせなあかんとか、加入者の負担でせなあかんって書いてあるんですか。そんな文言どこにあります。第1条でも、この国保の健全な運営を確保するためには、確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とすると。

第5章で、国保事業に必要な費用負担について書いてある。そこでは、国県市の義務的負担、きょう説明いただいた。あわせて予算の範囲内で、また市町が補助したり貸し付けすることができるということが法律で書いてあるんです。

加入者が負担せなあかんってどこに書いてるんですかって言っている。そういうふうに先ほども被扶養者だったら被扶養者、それぞれ負担してて、また税金から投入、二重負担になるとかという、そういう論理でもってこの間、法定繰り入れ以外のことをずっとおさえてきたわけでしょ。ルール分だけだということで、法定外はいかにも違法的なことやというようなことで、国保の加入者の負担金を僕はずっとふやしてきたと思っとんや。

ほかの自治体の見たら、そこは法定外をずっとやりながら一定の税でおさえてきてるから、一定の保険料の推移で僕は維持できとんと違うかなと、これ勝手な解釈ですけど、そういうふうに見てるんです。

だから何かね、想定外の部分とか、何かわからんけど、責任のない、僕は加入者のほうに話を持っていってるんじゃないかなと。その辺が折衷案みたいなところで、このぐらいやったら負担してもらえると違うかみたいなラインが1万円以内みたいなね、平均9,000円ですか。何かそんなところで今回提案されているような気がしてななんです。

でも、それは今となって、今後の補償も何にもあらへん。今後もまだまだこれふえますよ。こんな感じで行ってたら。またそれは加入者の負担になるわけですね。今の部長の考え方で言ったら。ちょっと説明ようせん。

鈴木委員長 分科会の部分の一般会計からの繰り入れと、あと税率改正による試算の変更で、全部補正はもうこれ絡みだけでしたよね。ほかにあったんですか。一般会計から単純にこう、やりくりするのの国保会計と一般会計のやりくりが基本に。

あと、補正の2号が税率改正に伴う歳入、歳出の見込みの精査ということをして1回

かけて、5,000万円の歳入をオンするというだけです。全部これが、それ以外何かありましたっけ。補正は。

澤田次長。

澤田市民生活部次長 補正について、一部システム改修等の分も挙がっておりますが、大枠はそういうことになります。

鈴木委員長 東委員。

東委員 ちょっと誤解があったらいかんの、ちょっと大畑委員がね、関連でしてくれたんやけど、法定外の繰り入れは、私は原則してはいけないと思っとんですよ。ちょっと誤解があったらいけないんで。法定外、それは原則してはいけない。担当部が言うように、独自のね。それは宍粟市民すべてが国保じゃないだけの理由です。それだけの理由、それだけの単純な理由で、あくまでも国保は部長が言うように、独自の採算でね、独自採算でやればいいと思っとんけども、それは変わりませんけどね、はっきり言っとかないかんけども。

ただ、今回のこういうふうに諮問しましたと。協議会に。答申がありましたと。これでほんなら行けるだろうというような、何か簡単な考え方がね、よくないんじゃないかということ。委員長が再三発言したように、収支のことを本当にしっかり今まで考えてきたのかなというね、その辺がありますよね。だから乱暴な言い方して、1億円繰り入れたら、もうええんじゃないのという言い方になってしもた。その辺をもっとやっぱりきちっと考えてもらわないかんのかな。

鈴木委員長 秋田委員。

秋田委員 この67号の議案より少し外れるけど、1億5,300万円を入れる。

それでね、僕もちょっとこれ単純計算、電卓をはじいてみたんだけど、1億5,300万円は率で言うたら、全体の運営事業費の内訳の占有%で言うたら、2.8%なんですよ。

それで、2.8%、全体の3%未満なんだから、そのぐらい入れてくれてもいいんじゃないかという安易な考えもあるけれども、じゃあ目の前に1億5,300万円という、もう金額を目の前にしたときに、恐ろしい金額やわね。そこにじゃあ2.8%だったら、なぜ1年前、2年前にこの事業を推進するときに、将来目標として3%ぐらいの余裕は持つべく、事業研究費とか繰り越しとか基金とか、そういうものを積み立てていこうやということを二、三年前から丁寧に組んでいったら、社会変化に対応できると思うんや。社会変化の医療費が高騰、上がったとか、新しい病気が発生したとか、制度が変わったとか、いろんな説明されるけども、3%ぐらいの余裕

がない事業運営というのは、もとの発想としては、やや足らんとするんです。

ですから、2年前、1年前に来年度に対しては、平成26年度スタートでしたら、平成27年に対しては2%、平成28年度に達したときのもうプラス1%で、合計3%ぐらいのいろんな事業の運営費は余裕を持つべく事業研究費として残そうぜというような発想でもって取り組んどったら、今ここにこういう混乱が起きたとしても、一般会計に着手せずとも行けるわけ。そういう事業計画に対する運営の将来指針がないまま、見通しの甘い状態で今日になって、何で手順としては答申した、諮問したと言うて、手順どおりやっておいでやから、もう我々悪くないんだという発想で、いや、そんなことはないでと、意見が合わない。

そういう意味では、もうちょっとね、実務担当の課長、次長、部長クラスがね、事業計画というのを五十何億円に相当する事業を運営なさるんだったら、もうちょっと研究費、予備費、将来に対する安定を維持するにはどれだけのリスクをキープしとかないかというような考え方やってくれないと。そこだけ不満なんや。僕はね。そこら辺のどこ実務担当者に先ほど言うても全然うんって答えなかったけど、言ってほしいわけよ。答え求めますけど、2点。

鈴木委員長 小田部長。

小田市民部長 経営的な感覚が欠落しとったんと違うかっていうふうな御指摘だと思います。実際に、要はマイナスになってから慌てふためくってというような状況で、実際にこの傾向が平成27年度初めて出てきたんかと言いますと、実は数年前から、単年度収支が3年ほど全部赤字なんです。繰越金を持っておりまして、それを食いつないできた。

それで、平成27年度、医療費が1%伸びるというようなことで、予算を立てたんですけども、それとて後はもう何もないと。基金が1,800万円ほどあるだけで、万が一のときにはもう破綻、いや破綻という言葉でなく繰り入れしなきゃなんない。

ほんで、繰り入れは平成21年か平成22年に7,000万円ほどやった経緯があるんですけども、こういったことで使ったことはないというようなことで、初めてのことで、ふたをあけなわからないっていうことで、1月からこっちずっとそれで悩んできたわけなんですけども、結果的に3月ごろにでもまだ金額が確定してなかったんですけども、実際出納閉鎖間近になって1億5,000万円あるってというようなことで、もう手に負えない。もうそれをするには一般会計からの繰り入れっていうふうなやり方は、もう3月過ぎておったんで、額をはっきり確定するというのをすれば、繰り上げ充用というやり方が一番はっきり金額を何ぼ入れたってというような、

足らずの分を入れたということがわかります。それが一番妥当なやり方だろうなというふうに判断しました。

秋田委員がおっしゃるように、本当に経営的な考え方があって、ほんでこの国保会計を本当に実際、平成29年度、平成30年度までなんですけども、やっていこうとすれば、ちゃんとしたものを、例えば基金を、悪いんですけども、一般財源で積み立てるとか、そういったことも研究の結果、そういうようなことも考えとくべきだったのかなというふうには。それらについては今後もちっと考えていかなきゃなんないとは思いますが。

ですけども、やはり当初から言いますように、大畑委員からの御指摘、しかられるかもしれませんが、やはり国保で加入されている方がっていうようなところで、実際にきょうの資料の2ページ目にも、保険料の欄があるってというのは、その部分で負担をしていただくっていう原則なんで、それが一応、原則論はしますけども、それが要は限度を超えたような改定になるっていうことになれば、それは一般財源を入れるかわりに基金、積み立てとったものを取り崩してこっちへ持っていくっていうようなことをやっていかなければならない。なるべく国保、保険税は上げたくないというのは、もう私も、同じ考えなんですけども、今回の5,000万円何がしかは何とか御無理、お願いをしたい。それ以上のことはあれですし、また今後、平成28年度、なるべく支出のほうをおさえるような取り組みもあわせてやっていきますんで、何とか金額でお願いをしたいのが本心です。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 僕も誤解ないように言うのかなあかんですけど、全く負担しないでいいということを言ってるわけではなくて、やっぱり限度のところかね、やっぱりもういっぱいのところへ来るとと違うかなという思いなんですよ。

ほんで、比較、検討が近隣市町であったり、それぞれほかの被保険者との負担感のところがですね、1つは考え、僕らが考えていく必要があるのと違うかというふうに思ってずっと見てきたわけです。

ところが、余りにも近隣の西播磨の中の他の市町との保険料の差が多過ぎると。この辺ちょっといかなもんかという思い。

それから、私のざっとした計算ですけど、所得に占める保険料の負担感が非常に高い。今、宍粟市でこれだけの人口減少が進み、若い人がとどまってもらわなかったら、今後の行く末、非常に心配やと。人口ビジョン、国のね、2万人切るようなシミュレーションをわざわざ3万3,000人まで押し上げるようなビジョンをつくり

ながらですよ、中身は本当にそうなってるんかということなんかをいろいろ考えるわけです。

そういう中で、今回の提案が本当に市民の皆さんに受け入れられるんだらうかというふうに思うのは、私1人じゃないと思います。

皆さんもそこはいろいろ苦慮された上での提案だらうというふうに思うんですけどね、だったらやっぱりきちっと説明できるものは要ると、僕は思います。

鈴木委員長　ちょっと今いろいろ同じ方向のことをいろいろ聞いてはいるんですけど、明確に答えが返ってきていないので、ちょっと確認をさせてもらいたいんですけど、まず平成27年度の最終予算と決算の見込みの差の問題、赤字が1億5,000万円出たというところの問題でお聞きしたいのが、国保税のもっと入ってくるだろうという予測、最終予算から実際決算を打ってみたら、2,300万円ぐらいかな、一般国保、退職国保を合わせて、それぐらいの減になってるんです。

それは、全体で見たら、予備費の2,700万円をプラマイゼロで帳消しになるレベルの話だとは思いますが、この中で内訳として、退職国保税の医療現年570万円、後期高齢現年162万円、介護現年117万円が大体、予測よりマイナス10%を超えてきて減収と言うか、入ってきてないんですけど、これはなぜ起こるのかまず、ここはちょっとまずここが大きな減収の原因で、ほかのところはプラスになったり、影響額としてはマイナス、高くても介護、後期高齢の繰り越しがマイナス8.24ぐらいで来てるんですけど、ここが軒並み10%を超えてきて予測を下回ってきてるんです。これはどういう性質のもので、どういう理由からこのように予測が外れると言うか、ってということが起こるのか、ちょっと御説明いただきたいんですけど。

水口課長。

水口税務課長　退職者医療制度というのは、一定年金をもらっていらっしゃる方が国保のほうに移り変わられて、その従前ですと昔で言う老健、今で言う国保税みたいな制度に移り変わるまでの方が対象となっております。

現在、制度が少し変わってまいりまして、前期高齢者という制度が挟まりましたので、65歳から74歳の方は前期高齢者というふうに含まれますので、退職者の国保というのは64歳までの方に限定されてまいりました。

ただ、その制度につきましても、もうことしか来年ぐらいで終わりになります。

と言いますのも、年金の給付年齢の引き上げで、65歳からということで、年金の支給開始年齢が引き上がってきておりますので、この数年、この国保、退職者医療というのに加入されていらっしゃる方はありません。減っていく一方の状態になっ

ております。数年でこの制度は終わるという方向には位置づけられております。

ここの国保税につきましては、一般のほうの国保税、税率をそのまま準用しておりますので、その結果、加入者が減ってくることによる減少というのは、一番大きな要因かなと思われまます。

ただ、退職医療制度というのは、医療費が要った分に対して、国保、この税で、退職者の税で収入できた分の残りというのは、交付金で補てんされる仕組みになっておりますので、ここの分については減収が出ましたけれども、単年度においてはマイナスになってるかもしれませんが、また精算とか、そういったもので補てんされるようになりますので、歳入側の5款の療養給付費と交付金というところで退職者の分もカバーされるようになっておりますので、その分については、言い方悪いんですけど、余りこちらのほうも注視してないと言いますか、補てんされる財源が確保されてると認識しておるところです。

以上です。

鈴木委員長 あと、そうするとほかのいろんな国とか県の負担金とか交付金の減が大分響いてくるんですけども、それはなぜ予測からこれだけ下回るということが起こったのかという、そのことをちょっと御説明いただきたいんですけど。

なぜ起こるんですか。ルールは変わったわけではない。基本何%とか、率だったり、大もとも予測してるわけなんで、なぜこれを、軒並みマイナスなんでしょうね、これを。

それを説明してほしいんですけど。これが特殊要因だというふうに言い切れるものなのかどうかはわかりませんが。なぜここまで予測が違うことが起こるのかがまずわからないんですけど。

なぜ。

榎橋副委員長 澤田次長。

澤田市民生活部次長 それにつきましては、先ほどよりずっと御質問もいただいでる中で、歳出のほうの見込みの部分、そこまで行かないであろうというような見通しも立てながら、歳入のほうの国、県のほうに少し税で負担いただくような部分も当然あったというところも認識しながら、ここまで伸びないであろうというところの部分、当然、歳入として財源が必要になってくる部分を国、県のほうに少し予算を上積みをしていただいていたというところが一番の大きな原因だというふうに思っております。説明が、済みません。

鈴木委員長 それでは、入るかどうかもわからないのに、歳入を見込んでたという

話ですね。医療費がだっとうなるかわからないから多目に見とるわけなんだけど、そこまでかかっちゃったからここが減ってきたという話だったら、そもそも歳入を見るときに、じゃあ何の根拠もなく、そこはオンしてたって話。

榎橋副委員長 水口課長。

水口税務課長 少し本日の資料の2ページなんですけど、調整交付金ということで、国、県、9%という分がございます。

調整交付金につきましては、給付費の9%というようなことが一般的なルールでございますが、よく言いますように、宍粟市については限度超過してる世帯が多いというようなことで、限度超過額というような部分を引き出しまして、これの交付率を少し引き落としされるような形での交付になっております。

少しそういう部分もあるんですが、今回についてはルールどおり9%相当を見ておったというのと、調整交付金そのものについては、医療費の対象が1月から12月ということで、一定そこで縛って確定をされてしまいますので、医療給付費自体は3月、4月までずっと払い続けてますので、そういった部分の伸びのほうが見込みより多くなることで、昨年と比較したら、入ってくる分が多少減少してくるといような、そういうすき間も生じてまいりますので、それが一概にいくらだというのは把握してないんですが、そういった対象医療となる時期のずれでありますとか、9%が確実に保証されているものでないというところで、減収の原因になると。

ただ、予算上は本来見ていくべき、ルールどおりに見ていく。

ただ、保険税のほうにつきましては、当然もう去年は改正する予定なしに来ておりますので、3月、年明け、1月、2月、3月の時点で1億円とか、全体の医療費が伸びてきたにもかかわらず、その半分相当を税に乘せるといのは、当然できない状況になってきておりますので、そういった分も合わせての財源不足というのが生じたのが実態と思っております。

以上です。

鈴木委員長 それ保険税の話ですね。

水口税務課長 税と調交のそういう仕組みのところを少し。

鈴木委員長 時間もあれなので。

林委員。

林委員 5月の資料でね、1億5,000万円赤字になりますというんがあったんやけども、この歳出はこれで確定しとんやね、この時点で。保険給付費等は、もう払うほうは確定やね。これ収入のほうで確定しとらんと思うんやけども、このルール分

の国の負担、療養給付費の32%は、これは平成27年度確定した分の精算があって、決算した後じゃろうけども、これまた交付はされてくるんかいね。この予算では8億8,000万円、平成27年度で拳がっとなやけども、収入は8億1,800万円で、この8億8,000万円入ってくるわけ、平成28年度。足らずが。追加交付というか負担金やで、国庫負担。6,800万円ほどか、が平成27年度分の精算金として平成28年度に入ってくるんか。

鈴木委員長 梶原副課長。

梶原市民課副課長 まだ精算はしてないんですけども、今の現在の見込みでは、入ってくるのではなくて、返還する可能性は高い状態になってます。

鈴木委員長 林委員。

林委員 これ療養給付費に32%掛けたら、8億円ふえると思うんやね、今入っとる分より。この32%という率は間違いないんやろ。返還しよったらもっと率が減ってくる。

鈴木委員長 梶原副課長。

梶原市民課副課長 単純に、保険給付費の32%、これをやるのではなくてですね、ここから今回の資料の2ページにありました表なんですけども、保険給付費から前期高齢者負担金を引いたり、あとその他分が医療分を引きますので、それを引いた後で32%を掛けることになりますので、もとの保険給付費よりもかなり小さくなったものに確定して掛けておりますので、実際はもうちょっと少なくなるんです。

以上です。

鈴木委員長 林委員。

林委員 ほんなら、これ概算して返還金、返すようになるんやと言うんやったら、仮定的にだろけども、ほんなら平成28年度で返還金が拳がってくるんやな。そういうちょっと解せんのやけども。国庫負担分が変わるから。

鈴木委員長 67号は、ちょっとまたいで、66、71、72のほうに入ってるんで、もうここはちょっとなかなか境がつかれないんで、もう一緒くたにします。

林委員 いや、追加交付があるんやったら4,500万円上げる、6,800万円入ってくるんやったらな、上げる必要ないと思っただけのことや。

東委員 そんなのが計算に入っていないからや。入っとったら。

鈴木委員長 林委員。

林委員 返還金が出るんやったら、その分もっと保険税も上げとかんとあかんのんと違う。一般会計また繰り入れするんやったら別やけど。

鈴木委員長 林委員。

林委員 保険事業費で4,000万円ほどあるんやけども、これ特定健診の分と、あと保険事業でいろいろやっとの費用やと思うんやね。これは国保で払わんとあかん分なんかいね、一般会計からこの分は繰り入れしてもらえ分なん。4,000万円。4,000万円繰り入れしてもらったら助かると思うけど。

鈴木委員長 梶原副課長。

梶原市民課副課長 保険事業に関してなんですけども、一部、補助金とか交付金で補ってる部分もあります。

一部不足してる部分については、一般財源、税相当としてやっております。

以上です。

鈴木委員長 林委員。

林委員 特定健診の事業費、国保から出とんやけども、これは一般の保健事業と言うか、健康のほうの保健やけども、そっちの事業で事業は実施されとんやけども、国保加入者は、もう負担せえという決まりになっとんやったらしゃあないけども、一般の事業なんやったら繰り入れしてもらってもええんかなと思うし、保健事業費は交付金なんかなっとらんと思うんやけども、共同事業の分についてはあるだろうけども。これ全額、一般財源で支出しよんと違うんかいな、4,000万円。

鈴木委員長 お答えを。

梶原副課長。

梶原市民課副課長 県の補助金は廃止になっております。この補助金は廃止になっておりますので。

鈴木委員長 林委員。

林委員 ということは、県が2,756万円費用かかって、575万1,000円、県の負担金が出とんやけども、残りは2,000万円余り、これ一般財源なんかいっとると思うんですね。これ2,000万円としたって、この分入れてもうたら4,500万円上げるうちの半分ぐらいは減らせるわけなんで。そこらのところは交渉できんわけ。

鈴木委員長 梶原副課長。

梶原市民課副課長 済みません、訂正をさせていただく、訂正させていただきたいんですけども、国の調整交付金のほうの対象にもなっております。

林委員 わかりました。半分。わかりました。半分でよんやな。ほんならあかん。

鈴木委員長 では、ちょっと67号、まず税率の改正、一部、条例の改正については、説明はもういいでしょうか。

秋田委員 はい、結構です。

鈴木委員長 説明自体はいいですか。

絡めて、ちょっと行ったり来たりしてるんですけども、補正予算の66号の補正、国保の補正の1号を1億5,350万円を歳入歳出に追加するという部分、まずここでオンをして、歳出で、一般会計から受けて歳出で繰り上げ充用で支出するという補正かな、これについてもいいですか、説明はもう。

71号の一般会計補正予算関連部分、だからそのところかな。歳出でどこですかね。71号の関連というのは、これからですよ。

澤田市民生活部次長 8ページの民生費の繰越金が。

鈴木委員長 8ページ、民生費。8ページの民生費。

澤田市民生活部次長 公会計の繰り出し金に関係をしまいります。

鈴木委員長 社会福祉費、民生費、社会福祉費の総務費で、1億8,457万3,000円を補正して、これを国保の特別会計の繰出金として、国保財政安定化支援事業分で2,377万3,000円、あと会計に繰出して1億6,080万円というのを出すというのが一般会計で。これはどこから。財源と言うのは、どこに、どこを見ればいい。

秋田委員 委員長、ちょっと委員長、今、66号、67号終わったんかいな。順番に行こうな、今、分科会に入っとん、どないなん。

鈴木委員長 だから、それが区別がなかなかつかないから。

秋田委員 いや、だからそこをさばいてくれないと。今は僕は67の説明はもういいって僕は発言したんだけど、67終わっとんか。審査。

鈴木委員長 審査、だからそれを確認してってんです。

秋田委員 そやから、僕は67は意見はもういいって言ったんやけど、今の説明は66号に入っとんの、どっちなの。分科会しよん。

鈴木委員長 だからそれが区別がつかないから、そのまま議案を確認させてくれって言って今66号、71号って確認してるんです。

大畑委員 委員長、その前にちょっと67、もう1点だけ確認させてもらいたいことがあるんですけど、いいですか。

鈴木委員長 じゃあ、67、ちょっと確認してください。

大畑委員。

大畑委員 資料のこれ、きょうの資料か。税率比較表というのがある、8ページの平成27年、平成28年の比較してあるやつで、これ見なくても答えてもらえると思うんですけど。

鈴木委員長 運営協議会資料。

大畑委員 これ、運営協議会資料か。そうです。運営協議会資料です。ごめんなさい。運営協議会資料です。5月12日の。

要は、応能、応益の負担の問題なんですけど、宍粟市の今の年々、加入者の構成で言ったら、結構、高齢者がふえてきていると思うんですね。退職後、年金生活者みたいなのが大分ふえてきていると思うし、それから低所得者なんかから見るとですね、どっちかと言うと、この応益の部分がふえると、負担がふえますね。

その辺の軽減策が一方でありながら、ここの応益のところを800円とか、後期高齢支援金で言うたら、両方とも均等割、平等割でも800円ずつ上げとってやし、医療分で言ったら、平等割400円上がっているというところで、ちょっと高齢者とか低所得者、その辺に優しくないんじゃないかなというふうに思うんですけど、この辺の考え方はどうでしょう。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 おっしゃるように、基本的には市長の方針としましても、応益をおさえる形で低所得の方々の負担をとという思いでありました。

ところが、後期高齢については、少し入っていらっしゃる該当の方、皆さんに少し負担をしていただかない限り、少し国保の拠出金の額をあな埋めするだけの保険税をお願いすることができないという、財源、いろんな国庫金と県費と残りで計算しておるんですけども、そういった部分を見ましても、少し上げ幅を持たせていただかなければ、後期支援分の財源としての税源が確保できなかったということで、ここについては申し訳なかったんですが、もう引き上げさせていただきたいということで市長のほうに説明もしました。

どないかならんかというふうな議論もあったんですがこの分についてはちょっともう難しいということで、提案のほうをしております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 後期高齢のところは、応能も含めて、両方これ水口課長のほうでは、もう上げざるを得ん状況やというのはわかるんですけど、ちょっともう少しわかりやすく教えて。

こういうところを制度的に一般財源を投入しておさえるっていうことはできるんですか。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 今回の平成28年度の冒頭説明させていただきました、約5,000万円

の税改正については、繰り上げ等の部分を整理、当然考える中で行ってますので、こういう形になっています。

例えば、いろんな繰り入れがあることでルール化と言いますが、一定の判断のもと繰り入れするという事になれば、そこを引き下げすることは可能かなと思うんですけども、今回については、上げ幅につきましても4,965万1,000円ということにしておるんですけども、医療費分相当で2,365万3,000円、それから後期高齢が2,615万円、それから介護では230万円ということで、今回、後期のほうの拠出金等々の歳出面から見ますと、医療費のほうの分よりも非常に今まで低かったとは言いませんけれども、少し税で負担していただくような税率の構成になってなかったので、今回は後期のほうが少し税率を上げ幅を持たなければ、財源の不足が大きかったということで、結果的に応能益のバランスを見つつも、応益のほうを少し追隨して上げざるを得なかったという状況でございます。

以上です。

鈴木委員長 67号の税率改正に関しては、よろしいですか。

では、済みません、ちょっと区分がうまく行ってませんけど、66はいいですか。66号の補正、先ほど言った国保の事業で1億5,350万円を受けるという部分で、平成27年度分に繰出すというところが66号の補正予算。

71がその分を一般会計から出すということで、これはもう前年度繰越金の2億2,916万9,000円からもうダイレクトに行ってるという感じでいいですか。スルーして。一般会計からの国保に入れる額の財源とか、もとは。

秋田委員。

秋田委員 先ほど67のところでは、私の意見るる申し上げたんですけども、この66号について、こういうことを専決ですとやっていく事態が発生する場合、いろんな意味で公平感が欠落という現象が起きますわね。ほかの事業とか。そこら辺のところをいた仕方ないからこうなったんだという説明だろうけども、そういうことに公平感が維持できないということは、当局はどない考えとってんでしょうか。

鈴木委員長 66号。

秋田委員 66号のどこ。金額が金額やでね。

先ほど研究費を持てとかという提案の説明、意見を言うたんですけど、公平感、そのところがちょっと気になるんです。説明ない。

鈴木委員長 国保加入者以外にそんな説明がつくのかという話ですか。

では、澤田次長。

澤田市民生活部次長 一般会計からの繰り入れというところの公平感という部分ですね。

それにつきましては、確かに国保のほう、国保の加入者様の負担もいただきながらという部分のところでは会計をしないといけないという部分は当然あるわけなんですけども、国保というのが国民皆保険のもう本当最後の砦と言いますか、セーフティネットやという部分もあって、その制度を維持することは、やはり広く見たら市民の皆さん、安心して必要な医療を受けられるという、その制度を守るものやというようなところもつながっていくのかなということで、当然それには国保の歳出抑制という、行政としての取り組みも当然必要なんですけども、加入をされていらっしゃる方、されていらっしゃらない方、どの保険に入っておられる方もジェネリックを使っていただくとか、健診受けてもらって予防してもらおうとか、そういう意味で、市民がどなたもが健康で生き生きと暮らしていただけるという意味での保険という制度として大事なことになるのかなということも考えているところです。お答えになったかどうかわかりませんが。

鈴木委員長 では、66号いいですか。

71号は、ちょうど一般会計から抽出と言うか、捻出するところの補正なんですけど、関係部分は。

出では、民生費でわかるんですけど、入りと言うか、どこからもらってきてるって言うか、どこからひっばってきてるのか。歳出では民生費の社会福祉費で出すというのはわかるんですけど。

小田市民部長 補正額の財源内訳のところの一般財源から入れるっていう。

鈴木委員長 一般財源から入れるというのは。

これは一般会計から国保会計に出すときに、どっから出す。よくわかんない。一般財源の。

小田市民部長 一般財源の財源を充当して、もう歳出として1億8,417万3,000円準備して、国保会計のほうに繰り出しですかね。

鈴木委員長 歳入と歳出合わなきゃいけないのに、どっかでそれを受けると言うか、どっから引っ張り出すと言うか、もともになるもの出してこないといけないと違う。

じゃあ、それだけで。じゃあそれだけある。繰り越しでいい。

澤田次長。

澤田市民生活部次長 言われてますように、前年度繰越金という一般会計の。

一部、交付税等も入ってくる分も一般財源に入っておりますので、それも使って

ということになると思います。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 この財政安定化支援事業分の2,377万3,000円というのは、これは交付税として入ってくるんじゃないんですか。

鈴木委員長 澤田次長。

澤田市民生活部次長 言われるとおりで、試算しております。

鈴木委員長 71号、よろしいですか。

どうぞ、大畑委員。

5時を超えそうなので、そのまま行きます。

大畑委員 平成27年度の決算見込みの資料ございますね。これ出してもうたやつ。ここで今の財政安定化支援事業の決算見込み額が960万1,000円って拳がとんどですね。今回相当ふえてるんですが、これは金額なぜこんなに違うのでしょうか。

鈴木委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 今回の補正に2,377万3,000円につきましては、本来、今まで繰り入れしておりませんでした。今回新たに保険料の軽減世帯の割合ということに着目して、出してもいいということになっておりましたので、今回改めて追加で繰り出しをしておるところでございます。

鈴木委員長 もうちょっと明確に御説明をお願いします。

大畑委員 この一番最初これ説明いただいたときも、市町村への地方財政措置の1,000億円、そのうち穴票に入るのが今回2,377万3,000円ということやと思うんですけども、昨年度の決算見込み額が1,000万円ってないですけど、倍以上入るので、それが今、何とおっしゃったんですか。何で。

鈴木委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 支援事業に繰り出す項目が3つほどありまして、当初から見込んでいたのが、その3つのうちの1つ。

あと、さらに2つあるので、その2つのうち1つがプラスになったのが今回の補正です。

鈴木委員長 梶原副課長。

梶原市民課副課長 済みません、一般会計繰入金の中に、これまで自治体病院の事業に応じた交付金算定額があったんですけども、入れておりませんでした。それを今回、平成28年から新たに繰り入れをさせてもらうということで1,300万円ほど増やさせていただいております。その分の補正です。

自治体病院の事業に応じた交付算定額というのがありまして、それについてはこれまで繰り入れの対象してなかったんですけども、今回から新たに繰り入れの対象にしてもらったという経緯です。

鈴木委員長 それ今までルールだったけど、入れてなかったてこと。

梶原市民課副課長 いや、必ずしも入れるという決まりではなかったの、今回自由に予算を配分できるもんですから、今回新たに入れていただいたということになっています。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 自治体病院、総合病院。

梶原市民課副課長 一般会計で使ってもいいですし、特別会計にするというのも可能な交付金だと解釈しております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 全くわかってないんでごめんなさいね、自治体病院、総合病院やね、総合病院があるために地方交付税が入ってきよったと。その分の一部を国保の会計のほうに充当してもいいですよという話になったということ。そうじゃないか。病院が怒るわな。

梶原市民課副課長 総合病院、今まで入っていなかったものだと思ってるんですけども、一般会計でこれまで使われてた分を保険料負担能力分という項目がありまして、その分を割り振っております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 一般財源化されてしまって、何に使われてるかわからなかったやつがそれが今回、国保に明確に充当できたというお話やね。今までできるのはできとったんやな、ほんなら。

鈴木委員長 めちゃめちゃ何か古い思想なんだけど、めちゃめちゃ大きな問題と違うんそれ。そうでもない。

大畑委員 大分、基金でたまってたんと違うんか。ちゃんと置いとったら。

鈴木委員長 どうも、そんな、こんなのを何かさらっと行くけど、若干微妙。

それがどうやら毎年されてれば、そこまで切迫しなくてよかったと違う。交付税で使えます。この分が使えるという話だったら。だって病院にも一般財源つぎ込んでいるわけだし。交付税でその措置がされてるのはこっちの会計もらえるという話で。そういうものらしいです。それが71でしたっけ、これ。

じゃあ、72号議案、それを、そこで71と66でプラマイ合うって話やね。プラマイ

と言うか、受けて、受けるのと出すので合って、72で税率改正も含めて、歳入とかといろいろ歳入の見込み等々を精査して、その補正が72号。これはいろいろこの保険税の減額とか、歳入がこれだけ減るということで5,224万8,000円が歳入として減るだろうということ、歳出もそれだけ減らすという補正やな。5,224万8,000円の減額の補正です。

これ72号に関して、何かありますか。

林委員。

林委員 この保険税の減額補正されとんやけどね、これ、もう所得はっきりしとるので、課税額の総額は、もう出とんかいな、まだ今から。まだわからん。いやいや、ほんならよろしい。

水口税務課長 今から算定、見込みです。

林委員 はいはい、わかりました。

鈴木委員長 72号、どうですか。質問等々。

何度か補正で精査していくと思うんですけど、この前、実質1回目の精査と言うか、補正で、決算時にまた前回1億5,000万円のマイナスになって、今回5,000万円は保険税で増収見込めてるんですけど、そのあたり決算時にまた同じように帳じり合わないという話で、また一般財源から赤字補てんをすることまではシミュレーションできてるんですかね。もうこれで、ここで5,000万円増収が見込めれば、あとはもうプラマイゼロで切り抜けられるというふうに予測してるということではないんですね。平成27年度は1億5,000万円足りなかったわけなんで。

小田部長。

小田市民部長 今の予算で計上して、足りませんっていう話にはならないんで、今の見込み、医療費の伸びとかを今の時点で見込んで、これで行けるだろうというような金額なんですけども、これがまた11月、12月、いやいや、また特効薬が開発されて、薬代が一応、前年度の十何%伸びたっていうようなことになれば、また同じようなことが言えるっていうような状況になるわけなんですけども、それについては数カ月おくれの読みでしかないんですけども、それはまた逐一報告させてもらう必要があるのかなというのと、あと平成30年に向けて、県のほうに移管をこう、していくわけなんですけども、それらがどういうふうになっていくのか、私らも十分勉強してない部分もありますし、それらもあわせて報告をしていく必要があるのかなと思います。

それと、先ほど秋田委員がおっしゃったとおり、要は何もないような、蓄えがな

いような状況でこう突っ走ってるっていうふうなところなんで、それをどないに回避していくのか。当然、支出の分で特定健診を受けていただいて、それによってこう早期発見で医療費をおさえる。またジェネリックを推進して行って医療費をおさえる。全体的に支出をおさえていくっていうことも強力にやっていかないと、なかなか口で言うだけでは、こう、そんなに歳出がおさえられると思わないんで、そういった取り組みもあわせて行いまして、随時報告ができるような状況では行きたいと思います。

ですけども、やっぱり何かパンデミックまで言ったらあれなんですけども、そういったことが、インフルエンザとか大流行した場合には、足らなくなるっていうのは、なくはないというようなところですよ。

鈴木委員長 では、72号議案いいですか。

あと、何かシステム改修142万円、14万2,000円やね。何かついてますね。それはいいですか。国保絡みのことですけど、国保システム改修140万4,000円が総務費でプラスになっています。

あとは、じゃあよろしいですか、72号。

その他報告事項で、マイナンバーのこと等を聞く予定でしたが、実際には資料見といてください。11ページのほうが短期証、この前、東委員がおっしゃった分で、これが実績です。これもちょっと個々に絡んでくると思うんですけど、こういう状況で、加入者数、世帯数も当然落ちていってます。それに合わせてぐらい落ちていってます。ちょっとこれも見といてください。

あと、マイナンバーのほう、個人番号カードのほうも実質は1,074枚交付者、交付されて、いるのかな。1,074枚。証明書発行、3月1日から5月31日で34枚、コンビニで出てます。

ほんで、返戻云々はそういった状況です。まだ届いてないところもあるという。

交付者数と通知者数、まだじゃあ待ってる方が1,000人ぐらいいらっしゃる。待ってるというか、実際手元に届いてるのは1,000枚ちょっと。ということです。

特に、これは次回も継続して、またデータを月次で出していただければ結構ですよ。よろしいですか。

では、議案3件、ちょっと分科会とぴっちり切り分けできない関連の強い議案だったんで、ちょっと一緒くたにやりましたけど、67、あと補正の関係の66、71、72の付託案件については、以上で審査をとりあえずは終了したいと思います。

あと、報告事項に関しては、申しわけないですけど、資料を見ておいていただい

て、次回また継続調査ということでしたと思います。よろしいですか。

では、これで第4回民生生活常任委員会及び第2回民生生活分科会の市民生活部にかかわる付託案件等の審査を終えたいと思います。長い時間ありがとうございました。

ちょっと休憩を取りましょう。5時半再開。

午後 5時17分休憩

————— (市民生活部退室)

午後 5時29分再開

鈴木委員長 では、会議を再開します。

秋田委員から5時に、急用のため5時で早退させてくださいというメモがもらってきました。許可はしていませんけど、いらっしゃらないので。そういうことで。

では、討論及び採決というところにかかりたいと思いますが、順を追って行きたいと思いますが、67号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について、まず採決は行っていいですか。自由討議の必要は、自由討議の必要、じゃありますか。

いや、きょうの審議の中で、税率改正によって5,000万円の増をする、約5,000万円の保険税のアップを今の状態の市民に負担してもらえよとの根拠が見えたかどうかなんですけど、個人的に、もう言ってきましたけど、あとうちの世代4万円なんですよ。

いわゆる45歳当たりの負担と言うか、増率が7%近く増していくというところで、負担できる分なら負担すればいいんですけど、もうこれまできちきちだったということも含めて、これはもうちょっと割合でいったら、もっと違う世帯に関して言うと、割合、負担率みたいのは相当いわゆる全体の所得も低位にありますし、当然、国保加入者はもっと平均値よりも大分低位に位置してるというふうに考えたときに、何か納得いかない。本当に神戸があそこまで低所得の人が多くて、あそこまで拾っているのに、宍粟市は何でそれで済んでるのかというのもようわからん。

平成30年度に、県の事業についてということで、何か安気に構えてる感があるんですけど、絶対に今、頑張ってると言うか、所得の高い芦屋とか、そういうところが一律に押しなべてやったら、絶対アップになってしまうので、ここはうんと言わないと思うし神戸とか、いわゆる財政状況というのが、税収が多いところとかに関して言うと、多分うんと言わないから、それ相応の負担率云々で、アップはしないにしても、そんなに期待できる話じゃないと思うので、だったらそれまで一般会計から突っ込んで、税率改正しないまま乗り切ったほうが得策かなという気はして、こ

れどんどん負担増にしていくと、人口流出にも多分影響してくるので、そのあたりもひっくるめてトータルで考えて、税率改正が妥当かどうか、またしゃあないという話であれば、税率とか負担率みたいなところが加入者に求めるべきところだという根拠が明確に理解できたのであれば、特にジャッジの上で採決をすればいいと。

林委員。

林委員 平成25年度か平成26年度までにね、3.何%だったか保険給付費がアップしたんやね。それなのに、平成27年度が税率改正なしで来とるわね、同じ平成27年が。普通やったら3%アップするんやったら何ぼか税率改正、平成27年度でしとくべきやったと思う。

それがなかったということと、平成26年度から平成27年度にかけて5.何%医療費がアップしとんやな。それから見たら、平成25年からやったら8%、9%近くアップしとんや。それを税率改正せんために1億5,000万円ほど赤字が出て、一般会計繰り入れされたんやけども、これ本来なら今までの国保会計で言うたら、1億5,000万円、保険税で負担せんとあかんとこやんね。それで今回1億5,000円も一般会計から繰り入れしてくれとんやで、今回、保険医療費のアップから見たら、やっぱり4,500万円ぐらいなアップはやむを得んのじゃないかと思う。

また、このままで行ったらまた医療費が伸びて、一般会計から繰り入れしてくれということにもなりかねると思うんやね。4,500万円だとめとんもちょっとおかしいなと思うぐらいやでやむを得んかなと思ってる。

鈴木委員長 あと、もう1つ、最後72号のときに出てきた交付税の中で何千万円かをこっちでも使ってもいいという判断で、それが今までされてなかったのをこっちに入れてもらったという話を見たときに、何でじゃあ病院だけにそれを使って、あと一般財源からの補てんして、国保財政のほうにそれが回ってきてなかったのかっていうのが全く理解できなくて、それがもし額はあれかもしれないですけど、10年間入ってきていれば赤にならなくて済んだっていう、計算上は成り立つ部分なので、それはちょっとひどくないかっていう話なんですけど。

大畑委員 これ平成26年の林委員の話で言うと、平成26年に上げたんですよ。

林委員 それで平成27年度上げとらんやろ。

大畑委員 ほんで、もうこのときでも、もうすごく高いという話やったから、そら当然よう上げへんかったと思うんです、続けて。

林委員 医療費がアップずっとしとんや。

大畑委員 いやいや、それでね、いろいろ林さんは、それは医療費がアップした分

は保険料の改正でって言うとなやけどね、僕は今の話もそうなんです。やっぱり全部、保険者に負担をかけるということ自体がおかしいので、これは一般財源をちょっとずつ入れておさえとくべきだったと思うんですよ。

これまではもうルール、ルールと言うてね、当たり前なことばかり言い続けてきて、ほんで今おっしゃったような医療費の増大に対して何の手を打ってこなかったということやと思います。

今回も仕方なく、これまでの、これまで絶対せんと言うた法定外までするということへ来たわけですけども、1億5,000万円も入れてくれるんやからええやんかという意見もあるかもわからんけど、僕はこれだって何か根拠がない、ただ単純にね、1万円以上負担になったら大変やからというようなところで、繰り入れ金額が決まるとるような気がするんです。だから運営協議会の中でも渋々1万円切るんやったら仕方ないやんかみたいなところの答申だろうなと思うんやけど非常に今後、将来に向けても何かはっきりした対策ないまま、今回しのぐような感じがして。

ほんで、僕らも平成28年度の予算を審議した責任があるんですよ。そのときにも、もう医療費が相当ふえてきて、加入者も減ってきてよるから、もう一般財源繰り入れなあかんのと違うかと言いつたんですけど、一切それはもう確定するまでわからない。6月に、6月にと言うて、あのとき乗り切ってしもたんです。だから市民から見たら、新年度予算では、保険料を上げるという提案じゃないじゃないかと。ここに来てみて、やっぱり財源が足らんさかいに保険料上げますというふうにしかならんわけで、議会も何しとったんやという話にしか、僕はならんような気がしてね、ちょっと説明しにくいなと。

役所の内部の理屈から言うたら、こういう提案になるんかもしれませんが、どうも理解されるんかなという気がしてね。

鈴木委員長 この一般財源の国保財政安定化支援事業分で2,377万3,000円突っ込めるって話だったら、それをあんだけ毎年不用額出してて、その分ぐらい何で毎年ちょこちょこやってこなかったのかという。

大畑委員 繰越金があったからでしょう。基金の。

ほか、一般財源化して、要するに、僕はね、国保は加入者で負担すべきやという考え方はずっと貫かれとったと思うねん。ほんで一般財源なんかそこへ入れんでもええということで、ほかに使われよったんだらうと思うんや。

鈴木委員長 加入者責任そこまで求められないと思うんです。

大畑委員 そこまでのほかの自治体の資料を見たらびっくりするんと違うかと思う

んやけど、ほかは定期的にやってますよ。

鈴木委員長 自由討議ないですか、それ以上。今の論点は、その一般財源から入れられるべきだった、入れてもよかった部分が将来展望ないまんま、入れないで、一般会計で使われてて、一体どこへ行ったかわからないというような状況で、その分、支援事業分でこれだけ入れてもいいのは、何年もあればここまで基金が枯渇することもなく、1億5,000万円の赤を計上することもなく、何とか乗り切れた。平成30年度まで乗り切れたのかなと思うし、国や県もそんなことはわかってるんで、そのあたりはある程度補てんしてたりとか、多目に見てる部分もあるとは思いますが、それを一切やってこなくてここまで来てしまっているということで、タイミングの問題もあるし、どうですかね。なかなか。

東委員 討議と言うほどでもないんですけどもね、意見として。1億5,000万円の充用に関しては、もう結果としか、もうとめられないんで、やむを得んと思います。思うというのは意見です。

それから、今回の条例のね、いわゆるアップの約5,000万円のこの件に関して、言えれば切りがないんですけどね、結果的には答申も諮問どおりということになりますよね。結果としてね、問題そのままになってますよ。

ただ、言うたら切りがないんやけども、全く管理と言うか、そういう能力が非常に弱いですね。薄いですね。国保というのはもう大変やということはわかっていながらね、やっぱりちょっとのんき過ぎるなという気はありますわ。

だけど、結果としてね、もうそうせんと舞が回らんということであればこれやむを得んと思います。もう正直な意見として。

鈴木委員長 実際だから補正に関しては、60号、71号、72号は、特に異論はないという、一般会計から赤の分を補てんする受けの部分とか、出し部分、あとはそれはもうここで精算しとくのが今のベストだというふうには理解はできてるというふうには思うんですけど、問題は67。

大畑委員 いや、でも71、72は67と関連しとんです。

鈴木委員長 66は専決なんで、もうそれはもう。

大畑委員 66は、これはもう、これはしゃあない。今、東委員言われたとおり。66はね。

鈴木委員長 71が。

大畑委員 67と、あとの補正2つが絡んでると。

鈴木委員長 71で、もっとどっかから抽出できて5,000万円突っ込んで、これプラ

マイゼロで税率改正しないで乗り切って、また年度末の精算でまた一般会計を赤字補てんするという手をとることもあり得るし、ここで税率改正の認めなくて、もう最終そういう、最終そこで精算、今回みたいに、平成27年度と同じような状況で、基本だからルール以外の繰り入れというの、いわゆる赤字補てんと言うか、赤字精算の補てんも含めて、みんな法定外の繰り入れっていうふうに言ってるんで、病院とかと同じようにやってみて、それで足らずを、もしかしたら医療費がうんと下げられて、健康増進とか、そういうところで下げられて、そこまで負担しなくてもいいかもしれないし、なかなか見えないということなんで。

東委員 委員長、私の意見は、66号にしても71もそうですし、67も同じなんだけども、もう皆、連動しとるんで、もう仕方がないなという意見をさっき言ったんやけども、一般会計からの繰り入れ、法定外のことも、今までもさんざん議論をしてきたわね。そやけど、あくまでも独立採算という言い方でやってきた。1回だけ田路市長のときに7,000万円しましたわ。だけど、そのときに結果7,000万円がどうだったのかと言うたら、全く見えなかったということで、その場で終わってしもたんやけども、今回、私がやむを得んなと思ったんは、さっき言うたように、もう読みが余りにも甘いなど。それはもうやっぱり指摘せざるを得んのやけども。

今回上げるのは、改正はやむを得んなという意見です。

ただ、心配なのは、改正して、行けるのかなという、その心配もあります。そやけど、行けなかったときにということで、取っておきたいなというのは意見です。繰り入れを。

大畑委員 取っておきたいというのは何ですか。

東委員 もし今回改正して、うまく乗り切れたらいいけども、乗り切れん場合がないとは言えない。そのときには一般会計からの補てん、繰り入れをそのときにやっぱり考えなしょうがないなという意見です。だから今回は、一般会計の繰り入れはわからんので、どうなのか。この5,000万円でどうなる、わからんので、改正して5,000万円どうなる、わからんので、それは先のことやけどね。けどとにかく今回に関しては、やむを得なしというのが意見です。指摘してもしょうがないけど。指摘しても、指摘して意味がないという。

大畑委員 東委員とか林委員も仕方ないとおっしゃってるんですけど、今も、さっきも委員長あったように、8月の医療費の確定を待つとかね、そういう段階で、もう少し先を見て、医療費の状況とか、それから国からの入りとか見て、保険料を考えるという方法もあるんじゃないかなと思って。

今これで行って、僕は心配なのは、また滞納リスクですわ。

上げたわ、入らないわ、まだまだ財政が厳しくなるといようなことを繰り返して行って、医療費も全く手がつけられないといようなことやってたら、ほんま何しようかわからない。トータル的なきちんとした案がないと難しいんと違うかなとい気がするんやけどね。

鈴木委員長 さっき挙げたこの近隣市町の保険税の比較見たときに、突出しとるんですよ。これまた差を広げるって話ですね。これで定住自立圏だ何だとか言ってて、宍粟市を選んで定住しない。山崎の人だったら僕、山崎に仕事があって山崎に住んでる人は、たつのに引っ越して通う方がどう考えても個人事業主と云うか、国保加入者だったら。大分違いますよね。今でさえこれなのにより差が広がる。ほかの市町も税率改正してくんのかな。

林委員。

林委員 国保会計は法令で負担割合が決まっとってやね、それでずっと3%か5%ぐらいは基金に積んでおくんが一番、会計を運営するのに、それ積みなさいといことは国から指導を受けとんやね、ずっと。それで何ぼか急に医療費がアップしたときに、この基金を使うといようなことで、ためておるわけやけど、宍粟市の場合、もう1,800万円ほどやったかな、それが今度はゼロになったわな。ほんで、それもあるし、ちょっとずつ医療費がアップするんやで、何ぼかずつとか、ちょっとずつ毎年、税率アップをしていくとか、段階的にこう、してやりよると思うんやね。それが最初にも言うたけども、平成27年度は税率改正せんと来たとい経緯があるし、そのために1億5,000万円赤字になったとは言わんけども、1億5,000万円赤字になった。その補てんは本来なら税金で補てんせんとあかん制度なんやね。それを一般会計から繰り入れにしてもうとんやで、ある程度は平成28年度でも税金をアップして負担せんだら、もし東委員言われた、平成28年度も赤字になったときに、ほんならわしらは全然負担せんぞと。もう全部、市が出せよといわけにはいかんだろうと思う。ある程度のアップはやむを得んと思うんです。そうせんと、今度要るときに言われんやろ。と思います。

鈴木委員長 だからそれも含めて、さっきの今まで使えた分をちょこちょこプールしとったらよかったんと違うんとい、それを何でみすみす将来展望もなく、向こうで一般会計で使ってしまったて、病院のほうで使ってしまったて、しかもそこにまた税から、一般会計から何億円とい、また6億円ぐらいどんどん繰り入れて行って、病院だけそんなに救済されて、何で国保の財政は全然使ってもいいって、それ

こそルールの中でのやりくりができたのに、それもせずに、そこへプールしていったら、ここまで被害膨らまなかったんと違うん。めっちゃその場のぎでやってきた感が否めない。それを加入者負担に求めるというような感じがする。どう頑張っても説明でけへん。

東委員 確かにね、私もさっき言ったように、同じことを言うけども、ちょっと管理という面ではね、やっぱりずさんであり、ちょっと甘過ぎると思う。

ただ、それを言っても、今となってはね、どうにもならんなど。だからとにかく乗り切らないかんで、だから我々がかぶらな、いわゆる保険者がかぶらなしょうがないなということですよ。

鈴木委員長 いや、ただどこに何らかのアクションが、加入者ができる状況だったらまだわかりますけど、全くチェックも何もないまま、どんどん財政が悪くなっていったるところで、その5,000万円、財源不足が生じるというの、加入者で頭割りするべきことなん。どうやって説明したらええか、わかんない、これ。委員長報告も含めて、市民に対して聞かれたときに、何でこれこんなにばか高いのに、もっと上げなきゃいけないんだっていう話、よう説明せんのですけどね。だってその原因は、将来展望ないまま、財政運営できてなかったという部分と、そこの被害が膨らむまでにプールできたお金があったのに、それをしてこなかったという。不用額出してとなってから何しとんねんって話、あくまで保険者の責任ですか、それ。

林委員。

林委員 今、病院の補てんのことが出たんやけどね。総合病院はね、市民全体が対象やけども、それやったらある程度補てんしたって市民は文句言わんだらうと思うんやけども、国保。

鈴木委員長 だけどだれも使ってねえじゃん、市民。

林委員 いや、そやけどもね、全体が対象や。国保は27%ぐらいかな、4分の1ほどの対象なんや。それを全部市が面倒見るということもちょっとある意味でそれは。

大畑委員 全部見いとは言うてないです。

林委員 いや、上げんということは赤字になるというこっちゃでな。この予算見てみなんだら、5,000万円ほど。それをな、全部、市で見いと言うて、最初からな、自分ら何もせんぞというのもちょっとおかしいなという。何ぼかは上げんといかんと思う。

大畑委員 それもおかしいと思いますけどそんなこと言ってないです。

林委員 上げて、またどうせ赤字になる可能性があるんやってな。

大畑委員 いやいや、林委員聞いてくださいよ、近隣と比べてね、高いじゃないですか。だから。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 全く何も保険者がしないと言うてるんじゃないで、ある程度、保険税で負担してきとると思うんですわ。

ほんで、今もありましたように、この交付税算入の分が、一般財源化されるやつが国保にも充当できとったというようなことも含めて、もっともっと対策はあったのに、それを今まで保険税で挙げてきてしのいできたわけです。

今回も同じ理屈で行くというふうに僕は思えんですけども、やっぱり料金上げる限界点に近いとこと言うか、限界点に来とんと違うかなと。ほかと比べましてね。だからその辺の判断が要るんと違うかと思うんやけどね。

下がってるんですよ、所得が。皆さん。ほかの被扶養者保険なんかは、国保一部や言うてやけど、国保があるさかいに、全員のセーフティーネットとして医療が保てとるわけで、そら一部にならざるを得んでしょ、社会保険とかそれぞれが保険者がおるわけですから。

でも、そこはちゃんと企業の社会的責任という意味で、半額、企業が持つし、そういう仕組みになっとうわけですよ。国保はそこが国なり県なり市が持つように、仕組みになっとうと思うんですよ。だからその負担割合をどのぐらいにするんかというところが判断すべき点でありましてね、保険者は何もしとらんということにはならんと、僕思いますよ。

鈴木委員長 林委員。

林委員 それでね、やっぱり平成27年度、1億5,000万円赤字になったやつはね、全額、保険者が見ちゃろうというて見てくれとんやね。ほんなら自分らも何ぼか出しますという話じゃないの。入れてくれとんじゃで、やっぱりそういうことを思ったら、応分の負担はすべきやということで、アップはしゃあないなと。これやとそれのアップもせん、入れんかいよというわけにはいかんのと違うかなと思うんやけど。

鈴木委員長 ちょっと総合病院の繰り入れ、さっきの問題になってるの訂正がある。

小田市民生活部長 総合病院の関係の繰り入れの分で、昨年度から金額が1けた違うということで、2,300万円、ほんで昨年度が300万円ほどあったんですけど、大きく違うということについて、こちらのほうで答弁のほうさせてもらったんですけど、若干、下で調べましたら、異なっておりましたんで、今から正しい説明のほうをさ

せていただきます。

梶原市民課副課長 訂正をさせていただきます。

鈴木委員長 議案の訂正分。

小田市民部長 いや、説明、質問を受けて。

梶原市民課副課長 2,300万円程度、新たに追加したような形になってたというふうに説明したんですけども、例年入ってる交付金ということで、訂正をさせていただきたいと。

と言いますのが、去年交付率の見直しがあったようでして、去年ですと300万円相当であったものが2,300万円ぐらまで上がっております。

去年については、9月補正のときにその分を補正しております。

ことは、ちょっと見込みができたので、早目にさせていただいたような形にしております。

以上、訂正を。

林委員 純然たる財政安定化支援ということやな。

大畑委員 いや、だから960万円の決算見込みと2,300万円の違いを説明してって僕、言うたんや。

小田市民部長 それで、ここの中では、去年までは取れるのに取ってなかったんと違うかっていうような。

大畑委員 違うかっていうか取ってなかったってそっちが言われた。取れるやつを、僕、何も言うてへん。その違い説明してくれと言うたら、今まで取れとったのに取れなかったやつを今回認めてもらったとそちらが言われたんだろ。

そやから、そんな今まで何でそれができてなかったんですかという話の展開になった。

梶原市民課副課長 済みません、私の思い違いでした。

大畑委員 いや、だけど何でそんなに制度変わってないのに金額そんなに大きく変わるんですか。

梶原市民課副課長 そこについては制度は改正されまして、交付率が上がったということ。

大畑委員 交付率が上がったんやね。

梶原市民課副課長 はい。

大畑委員 ということは、国保加入者の負担をできるだけ上げるのをおさえていこうという、国のほうもそういう手を打ってきてるとのことやわね。

梶原市民課副課長 本来は、国保以外にも使える使途の交付金だと思うんですけども、国保に従来から入れていたものを、ちょっと金額がふえたということになります。

鈴木委員長 林委員。

林委員 二千何ぼがな、新たにもらえることになったと言うんやったらね、4,500万円の中からそれは引けんのんかいな。4,500万円、半分のアップで済むわけやでな。

小田市民生活部長 そのやつは、今回予算の計上してて、新たに2,300万円かな、もらえるのがわかったということになれば、そういうなんもあるかもしれませんが、実際にもうそれも算定しての5,000万円でありますので何とか。

大畑委員 それを見込んでんだったら、そんな答弁なってないわ。きちっと言っとるはずやわ。そら絶対そうや。

小田市民生活部長 いや、数字は既に押さえてますんで。

大畑委員 自転車操業みたいなやり方せえへんわ。

小田市民生活部長 それはないです。

東委員 入ったら積んだらええやないか。入ったら積んどいたらええやないか。

小田市民生活部長 いや、もう掛け値なしでそうなんですけども、実際に年度末になって、例えば1,000万円余るとかということになれば、それは積み立てて基金のほうへするか、繰越で計上するかという格好になるわけなんですけども、足らなかった場合には、また繰り入れをどないするんやというふうな議論になるうかと思うんですけども、余ったら、そういったことに対応するかなという。きっちり歳出と歳入がイコールになるということではないです。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 部長ね、金額がこう変わったということやなしに、背景ですよ。何でそういうふうに国がね、今、国こそ財政難やと言うるときにね、国保財政に今までの倍のね、交付税算入をするという話になってきとんかという、背景ですよ。そういうことをやっぱり考えて組み立てなあかんのと違うんかなと思う。

そやから、林委員言われたように、そんだけ上がるんやったら収入見込み額のところの5,000万円ですか、そのうちの何ぼかをこの交付税がふえたことで補いますって普通に言わなあかんわ。多分、保険料をおさえると言うか、抑制すると言うか、国保会計自体の脆弱者を補っていこうということやったんと違うんかなと僕、思うねんけども。

小田市民生活部長 余り全国のことは言わなかったんですけども、平成26年度決算だったかな、もう五十何%の組織で、もう赤字決算、要は国保の組み立て方がもうちょっと狂ってるっていうような状況なんですけども、その中で一般会計からの繰り入れについては、やっぱり赤字補てんの目的では入れるなっていうようなことで、そこらについては、ちょっと市町で分析をもしそういった繰り入れをやっている場合については、分析しようっていうようなことも、安易にこうプラスマイナス、引いたら1,000万円足らんさかい、1,000万円繰り入れするっていうようなことじゃなしに、何でそういった原因になったかというのを十分精査してというふうな、国からの指導もありますし、そここのところを同じようにやっていかないと、片一方の自治体では繰り入れを幾らでも湯水のごとくやっていく。こちらはもううちとこみたいになんとか我慢をしてやっていく。それが今度、将来的に県下で1本になったときに、全くこう同じテーブルに着けないっていうようなことで、その分はある程度こう同じようになるように努力をしていただきたいと思うんですけども、それから平成30年度に向けて調整というのはやっていくんだと思うんですけども、これからどういうふうな流れになっていくのかというのは、十分こちらのほうも研究していく必要があるのかなと。それは思います。

鈴木委員長 東委員。

東委員 いや、もう説明終わったんやったらもういいと思うけども、今、小田部長は言ったことをちゃんとしておけばね、こういうことには、きょうの67にはなっていないんですね。だからやっぱりちゃんとしてないから、だからどんどんどんどん一般会計から繰り入れたらいいというものではないけども、そうならないように、やっぱり先を見越してきちっとやっぱり国保会計の管理をね、やっぱりきちっとみんなでおこなあかんかったわけですよ。だから今、後追い、後追いになっとうわけですよ。だからそんなことで、結果的には加入者に負担を強いる形になっとうわけですよ。

加入者の負担を強いて、済めばいいけども、済まない場合だってあり得るだろ。だからそこまで今、委員会で心配して議論しとうわけやわな。その辺やっぱりきちっとわきまえてもらわな。いや、言いたいことはそれだけです。

大畑委員 それまた何か資料ないん。こういう制度に変わったという。

委員長 いいですか、資料請求。

鈴木委員長 この前の臨時のときも、それ今まではそれを見てなかったけど入れたっていうの、結構言ってますよね。その件がどうかわかんないけど、それも見越し

て、今まではこっちに、国保会計に入れなかったけど、入れたっていうのは、ほかの案件だったかもしれんけど、何かありましたよね。退職者の話。だからそんなの全部ひっくるめて、今までやることやってきたんかかっていう話で議論が紛糾してるんだから。

小田市民生活部長 非自発的軽減措置分、リストラとか会社がつぶれちゃって、前年の所得割が10分の10払えないような世帯については、10分の3、2年さかのぼって10分の3に、考慮するっていうようなこと、その分については法定外なんだけど、繰り入れすることもできますよっていうような制度で、今回の補正の中で、730万円ぐらい、今までの状況だったら730万円程度になるのかなということで、その分は計上させてもらっております。

鈴木委員長 それも今までもそれはできたという。

小田市民生活部長 一応、黒字決算ですから、一応、法定外の繰り越しがあったというようなことで、そのやつは来たわけなんですけども、今回は法定外の繰り入れになるんですけども、背に腹はかえられない状況になったんで、これについては認めるっていうような格好でさせてもらってる。

鈴木委員長 いや、もとは違うけど、先ほどと言ってたとおり、今までもそれはできたけれどもしてこなかったというのが今回したと言ってるのか、それともそもそも今まではできなかったということで、今までもそれはしようと思えばできたというようなことですか。

小田市民生活部長 今までは、しようと思えば、同じようなそのテーブルのここにはつけてないんですよ。いや、やろうとはしてなかったわけですし、全く上げようとはしてなかった。

というのは、その中で、要は今の決算の中でやりくりができていたというような判断があるんですけども、今回こんな一般会計の繰り入れをしなければならない状況の中で、見れるもんが、法定外の繰り入れなんだけども、見ていこうっていうようなことで、今回新たに入れさせてもらった。

大畑委員 部長ね、保険税の軽減とか支援分じゃなくて、減免制度があるじゃないですか。今、言われた急に病気で働けなくなったりとか、災害とかいろんなことで。そういう減免した部分というのは、今、言われたように、一般会計から入れなかったらあかんわけでしょ。

小田市民生活部長 独自でやれば、それもうそうなりますし、また国県のほうで見てもらえる部分だったら、それは2割、5割、7割のあれにもう。

大畑委員 いや、そうじゃなくて減免ていうのは前年の所得で行くさかいに、前年は所得があったけど、当該年度、国保税を払わなあかん年度のときに、病気でもう会社休まなあかんとかね、急な災害に遭って収入がないとかという場合に、減免申請できるじゃないですか。そういう。災害減免とか病気の場合の減免とかという、そういうのがやってないんじゃないの。多分、申請もしとってないんかな。そういう人、絶対あると思う。

そういう費用はどこ、その分だれが負担しとんかな。

東委員 そんなびっくりするような額ではない。

大畑委員 額ではない

いや、窓口で受け付けしてないということはないわね。そういう申請があったら。

小田市民生活部長 できるのにしてないというのは、まずないですし、そういった相談、御相談があったら、できることはちゃんと説明、もう市のほうでは対応してる。

鈴木委員長 ありがとうございます。

じゃあ。

では、自由討議よろしいですか、67。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 では、討論。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 では、採決に行きます。

では、第67号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について、原案賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

鈴木委員長 賛成4、反対1、賛成多数で可決すべきものと決めます。

所見、何か報告の中に入れるものありますか。

東委員 所見と言われるとあれだけども、さっき討議で言うたとおりなんやけども、賛成はしましたけどね、これは。そやけど、さっき討議で言うたとおりで、非常に国保会計に関してのね、考え方が非常にやっぱり甘いですわな。

鈴木委員長 それ、賛成しといて、所見でそれは難しいと思う。何で賛成したのって言われる。

東委員 いや、甘いので、今後しっかり見据えるようにしてもらわないかんということを書いて、そこだな。

鈴木委員長 じゃあ、分科会のほうの参考採決と言うか、行きたいと思います。

第66号議案について、自由討議の必要はありますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 討論。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 では、採決に移ります。

第66号議案、平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分、専決第1号の承認について、承認すべしという意見の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

鈴木委員長 5。意見は特にいいですか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 じゃあ、71号議案に行きます。

自由討議の必要ありますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 討論。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 では、第71号議案、平成28年度宍粟市一般会計補正予算(第1号)の関係部分について、賛成すべきという委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

鈴木委員長 賛成4、反対1ですね。

じゃあ、第72号議案の自由討議、必要ありますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 討論。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 じゃあ、採決に行きます。

第72号議案、平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、賛成すべきという委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

鈴木委員長 賛成4、反対1。

以上のように決しました。

確認します。67号議案、付託案件については、4対1、賛成多数で可決すべきと

ということです。

あとは、予算決算常任委員会に報告する分科会の参考としては、66が5賛成、全会一致、71が4対1、72が4対1ということで、報告をします。

分科会の分については、一般質問の2日目の終了後やったな、14に分科会報告として、予算決算常任委員会に対して報告をします。

20日の本会議で、67号については委員長報告をして質疑応答をします。

67号、もし反対討論立つ予定の人がいたら、賛成討論も。また出してください。必要があれば。よろしいですか。

では、ちょっと非常に長い時間お疲れさまでした。第4回民生生活常任委員会と第2回民生生活分科会をこれで閉会したいと思います。

閉会のごあいさつをよろしく申し上げます。

榎橋副委員長 本日は、本当に長い時間ありがとうございました。お疲れでございました。

次回は、7月13日水曜日、9時30分からとなります。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(午後 6時22分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、確認しました。

宍粟市議会民生生活常任委員会 委員長 鈴木 浩 之

平成28年度予算決算常任委員会第2回民生生活分科会会議録

日 時 平成28年6月6日(月曜日)

場 所 宍粟市役所502会議室

開 会 6月6日 午前9時27分

次 第

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 審査事項

(市民生活部)

・第66号議案 平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分(専決第1号)の承認について

・第71号議案 平成28年度宍粟市一般会計補正予算(第1号)の関係部分

・第72号議案 平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)第70回宍粟市議会定例会付託案件賛否確認

4. 閉会

出席委員

委員長	鈴木浩之	副委員長	榎橋美恵子
委員	林克治	委員	大畑利明
〃	東豊俊	〃	秋田裕三

出席説明員

(総合病院)

事務部長	花本孝	事務部次長兼総務課長	宮崎一也
総務課副課長兼施設管理係長	船曳浩尉	事務部次長兼医事課長	後藤一三
医事課副課長	秋久一功		

(市民生活部)

市民生活部長	小田保志	市民生活部次長	長尾一司
--------	------	---------	------

市民生活部次長 澤田志保
市民課副課長 梶原昭一
債権回収課長 小谷慎一

市民課長 牛谷宗明
稅務課長 水口浩也
環境課長 宮田隆広

(健康福祉部)

健康福祉部長 大島照雄
社会福祉課長 木原伸司
障害福祉課長 福山敏彦
健康増進課相談支援事業所係長 間村優子

健康福祉部次長 津村裕二
介護支援課長 谷村眞寿美
健康増進課長 中野典子

事務局

主 幹 清水圭子

(午前 9時27分 開会)

(午後 6時22分 閉会)

議事内容については、第4回民生生活常任委員会会議録に含む。

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、確認しました。

宍粟市議会予算決算常任委員会民生生活分科会 委員長 鈴木 浩 之